

平成18年 第4回(定例)由布市議会会議録(第2日)

平成18年12月8日(金曜日)

議事日程(第2号)

平成18年12月8日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(25名)

1番 小林華弥子君	2番 高橋 義孝君
3番 立川 剛志君	4番 新井 一徳君
5番 佐藤 郁夫君	6番 佐藤 友信君
7番 溝口 泰章君	8番 西郡 均君
9番 淵野けさ子君	10番 太田 正美君
11番 二宮 英俊君	13番 佐藤 正君
14番 江藤 明彦君	15番 佐藤 人巳君
16番 田中真理子君	17番 利光 直人君
18番 小野二三人君	19番 吉村 幸治君
20番 工藤 安雄君	21番 丹生 文雄君
22番 三重野精二君	23番 生野 征平君
24番 山村 博司君	25番 久保 博義君
26番 後藤 憲次君	

欠席議員(1名)

12番 藤柴 厚才君

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 衛藤 重徳君  
書記 吉野 貴俊君

書記 衛藤 哲雄君

説明のため出席した者の職氏名

市長	首藤 奉文君	助役	森光 秀行君
教育長	二宮 政人君	総務部長	二ノ宮健治君
総務課長	秋吉 洋一君	総合政策課長	野上 安一君
行財政改革室長	相馬 尊重君	財政課長	米野 啓治君
人権・同和对策課長	加藤 康男君	産業建設部長	篠田 安則君
農政課長	平野 直人君	建設課長	荻 孝良君
健康福祉事務所長	今井 干城君	福祉対策課長	立川 照夫君
健康増進課長兼健康温泉館長			大久保富隆君
保険課長	佐藤 純史君	環境商工観光部長	小野 明生君
環境課長	麻生 哲雄君	商工観光課長	吉野 宗男君
挾間振興局長	後藤 巧君	庄内振興局長	大久保眞一君
湯布院振興局長	佐藤 純一君	教育次長	後藤 哲三君
学校教育課長	太田 光一君	生涯学習課長	甲斐 裕一君
体育振興課長	佐藤 省一君	消防長	二宮 幸人君

午前10時00分開議

議長（後藤 憲次君） 皆さん、おはようございます。議員各位には本日もよろしくお願い申し上げます。

まず、去る12月5日の本会議で設置されました決算特別委員会の委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に届いておりますので報告をいたします。委員長に久保博義君、副委員長に生野征平君が選任された旨、報告がありましたので、お知らせをいたします。

ただいまの出席議員数は25人です。12番、藤柴厚才君から病気入院のため、欠席届が提出されております。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

執行部より、市長、助役、教育長、並びに各部長、関係課長の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第2号により行います。

・

一般質問

議長（後藤 憲次君） これより、本日第1、一般質問を行います。

質問者の持ち時間は、質問、答弁を含め1人1時間以内となっております。質問者、答弁者とも簡潔に発言をお願いいたします。

それでは、通告順になっておりますので、順次質問を許します。

まず、24番、山村博司君の質問を許します。

議員（24番 山村 博司君） それでは、通告に基づきまして、3点について質問をいたします。

平成18年10月1日、3町合併により「由布市」が発足以来、1年2カ月を経過しました。「協和・協調・協働」を市政のスローガンに掲げ、厳しい財政事情のもとで、健全なる市政運営を目指して頑張っておられます市長をはじめ、助役と部課長に対しまして、議員として敬意と感謝を申し上げます。

さて、通告に基づきまして申し上げましたように、3点について、市長並びに関係部課長さんにお伺いをいたします。

質問事項1点目は、スポーツの振興について、2点目は、農免農道の危険箇所改善について、3点目は、林業の振興対策についてであります。的確かつ前向きなる答弁をいただきますようお願いを申し上げます。

まず1点目、スポーツの振興でございます。小・中学校における部活動の概要と今後の対応についてという1点目について、順序を追って質問をいたします。

今、教育は大きく揺れています。学校におけるいじめの問題、親子の虐待等毎日のように新聞紙上に掲載され、まことに残念でなりません。この問題を解決するには困難なことが多いと思いますが、家庭、学校、地域が一体化した連携がとれていないのではないのでしょうか。そこで、私は中学校において「文武両道」というのは難しいことですが、子供が一つのことに打ち込む子供であれば、このいじめの問題はないと思います。この観点からして、部活動の活発化を進めていけばいろいろないじめの問題は起きないと思います。そこで、中学校における部活動の実態と今後の学校内でのどのように取り組んでいくのか、お尋ねをいたします。

2点目は、各種スポーツクラブの育成でございます。小・中学校において、週休2日制が施行され「ゆとり教育」ということを聞いたことがありますが、子供たちは逆に土・日が休日なために余暇が多くなっていると思います。そこで、学校外でのスポーツクラブの育成を進めたら、青少年の健全育成が図られこれからの人間形成に大きく役立つと思います。当局として、スポーツクラブの育成をどのように考えているのか、お尋ねをいたします。

3番目に、体育指導員の役割と国体について、2008年（平成20年）、大分国体が開催されます。当由布市においても、9月16日のゴルフ競技をはじめ、アーチェリー、ライフル射撃、柔剣道、少年ラグビーの5種目が開催されることが決定し、市庁舎内に国体事務局を設置されて

おり着々と準備が進んでいます。そこで、私は、市に体育指導員が30人委嘱されていますが、体育指導員は、規則によりますと、スポーツ団体、その他の団体の行うスポーツに関する行事、または事業に関し、求めに応じて協力することと規則になっておりますが、この大分国体・由布市で行われる競技に、体育指導員がどのようにかかわっていくのか、お尋ねをいたします。

大きな2点目でございますが、農免農道の危険箇所改善について、私は、合併前に庄内町議員のときにも再三にわたって、この農免道路の交差点は危険であるので早急に改善してほしいとの要望をしてきました。

さて、この農免道路は、国道210号線の瓜生田地区駐車場横より進入路となっており、湯ノ平 - 畑地区間の6.7キロに通ずる農免道路であります。ことし8月22日に全線が開通いたしました。この道路は、24年の長い歳月と44億8,610万円の総事業費で完成され、地域の生活産業道路として大きな役割を果たしています。中淵地域の市道（中淵 - 庄内線）と農免農道の交差点が20メートルくらい高くなっており、極めて見通しが悪く危険な道路になっております。この道路を私たちは毎日利用しておりますし、通勤する人たちの多くが、市が何とかしてくれないのかといろいろな苦情が出ています。

この道路で2カ月前にも大型トラックと軽乗用車の衝突事故が発生しております。このまま放置しておく、事故の続発する可能性があります。どうか市当局もこの点を十分御理解していただき、早急に改善をする必要があると思いますが、市長の考えをお尋ねします。

参考までに申し上げますが、大分南署管内では、ことしに入って4件の死亡事故が発生しているそうです。事故の起こる前の対策というのが必要ではないでしょうか。参考に今言いましたが、死亡事故が10件、これは17年度の実績ですが、件数が899件、重症が97件、軽症が1,102件、計3,863件で南署管内で10件の死亡が出ております。

続きまして、3点目でございますが、林業の振興対策について、私有林の整備とボランティアの育成について、当由布市は、市の総面積の70%が森林を占めています。森林が経済活動はもとより、水資源涵養、環境保全、災害防止など、地域住民の生活や地域社会に大きな役割を果たしております。現在、林業経営は素材価格の低迷、林業従事者の高齢化や担い手不足から放置林や荒廃林が増加しています。そこで、私は林業整備を行う異業種による林業ボランティアを育成してはどうでしょうか。ボランティアの育成によって、荒廃林や放置林が整備できたら私は森林整備が進むと思っております。市長の考えをお尋ねします。

続いて、シイタケ栽培の振興でございます。シイタケの原木栽培では、まずクヌギ、ナラを伐採し、1.1メートルから1メートル50に切り分ける玉切りをし、それに種こまを打ち込み、2年目の秋にほだ場に移動してシイタケの発生を待ち収穫するというシステムです。シイタケ生産に必要な作業路予算について林業課から聞いたところではありますが、作業路開設は県費補助の

制度はありますが、市が上乗せ予算がつかないため、この制度が使える林家の要望にこたえられない状況となっております。林業にとって厳しい状況の中、市としてもぜひ予算計上すべきと思いますが、どうでしょうか。また、以前は、種こま2万個以上の林業家に対して1個1円の助成をしていたと聞いています。市にも1個1円の助成をすべきと思いますが、どうでしょうか。ほだ場設置のため、作業路の開設やほだ場の除間伐等森林整備に対する補助制度を行い、シイタケ生産者の環境を整備し活性化を図る必要があると思います。由布市においては、調査しましたところ、51戸のシイタケ販売農家があります。この点について、市長の考えをお尋ねいたします。

続きまして、間伐材の有効利用について、先ほど申しましたように、2008年、大分国体、特に由布市では国体が開催されます。間伐材と言えはなかなか使い道が少ないわけではありますが、看板、測量ぐい、園芸用、支柱、木さくぐい、道路の看板等いろいろな面で間伐材が利用されております。私は、この国体に関して、特に湯布院町、庄内町、挾間町の国道210号線に、この間伐材を使って花いっぱい運動を進めておりますので、その間伐材によって鉢をつくり、その中に花を植栽して道路沿いに飾ったらどうでしょうか。私が、以前、鹿児島県の霧島町に行ったときに、その町が木材をいろいろな面で活用しているのを見てきました。そういうことで、私は大変美化運動にも役立ちいいんじゃないかと思います。この点についてお尋ねをいたします。

それから、最後になりますが、先般報道されましたおおいた森林組合が、「蘇れ豊かな森林・山桜日本一の里づくり」と称して、災害に強い森林づくりを進めるため、今年度より、継続事業として由布市を中心に、国道210号線の放置林、荒廃林、原野等を対象にヤマザクラ、ヤマボウシ、イロハモミジ等、景観にもよい広葉樹の植栽に取り組み、災害に強い森林の再生とヤマザクラ等の広葉樹による美しい森林づくりを進め、行く行くは山桜日本一の里をつくろうという試みがなされております。

既に、今年度は、湯布院町山ろくの一部が植栽地と決まり、現在準備を進めていると聞いております。こうした試みは、環境整備や水源の涵養、土壌流出防止等対策に役立つばかりでなく、湯布院を中心とした由布市の観光振興にも大いに貢献するものと期待するものであります。このことに対して、市として施策及び財政面の積極的な支援をすべきと考えますがどうでしょうか。厳しい財政とは言え、何もかも一律カットは、新規予算はつけないとの考え方はいかがなものでしょうか。あらゆる予算を精査し、カットできるものできないもの、新規で計上した方がよいもの等を慎重に査定して、効率的な予算運営をしていただきたいと思います。

以上について、私の質問を終わります。答弁をお願い申し上げます。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） おはようございます。それでは、24番、山村博司議員の質問にお答えをしたいと思います。

1 番目のスポーツの振興につきましては、教育長から答弁をいたしますので、私は2 番目の農免農道の危険箇所改善についてから答弁をさせていただきます。

議員御指摘の箇所は、農免道路と市道庄内駅中測線の交差する位置と思われます。現在、調査を行った結果、市道路面の一番高い位置にかんがい用水路が横断していることから、用水路をサイホン型式、または水路橋型式とする工法で検討を行いました。しかしながら、いずれも構造上、法令上困難であることから、交差点に標識等を設置して、通行車両に注意を促していきたいと考えております。

次に、林業の振興対策についてお答えをいたします。

まず、私有林の管理状況とボランティアの育成についてでございますが、由布市の森林面積は、民有林1万9,632ヘクタール、国有林2,689ヘクタール、合計2万2,321ヘクタールとなっております。私有林につきましてはの事業は、枝打ち事業が40ヘクタール、緊急間伐事業等で年間平均300ヘクタール程度実施を行っておりますが、長引く木材価格の低迷で農家側の関心が薄く、事業実施の申し込み者が少なく、おおいた森林組合の職員が各農家を訪問して事業への勧誘をしているのが、現状でございます。

また、農業者の高齢化が進みまして、林業従事者が減少している中で、団塊世代が退職を迎えており、この団塊世代を農林業に従事していただくような仕組みができればと思っております。

また、林研グループの育成強化を図ることにより、ボランティアにかわる組織にしたいと考えておりますけれども、今後は、県及び森林組合と連携する中で、新しい施策を考えてみたいと思います。

次に、シイタケ栽培の振興についてでございますが、由布市のシイタケ栽培農家は、挟間地域14戸、庄内地域76戸、湯布院地域34戸、計124戸であり、生産量で干しシイタケ54.7トン、販売額で2億1,600万円、それから生シイタケ57.3トン、販売額で4,600万円となっております。販売先は、大分県シイタケ農業協同組合への出荷が50%を占めまして、出荷業者が35%、森林組合個人出荷が15%となっております。シイタケ農家へは、生産組合への助成をはじめ、生産基盤高度化緊急対策事業、人工ほだ場等300万円強の助成を行っているところであります。

シイタケ農家も高齢化が進んでおりまして、団塊の世代がすぐに就業できるシステムとして、生シイタケの菌床栽培の提案をおおいた森林組合に提案をしているところであります。これは、市内にある森林資源でありますクヌギ、ハザコ等々を森林組合の労務班の方々により、山から切り出し、チップ状に削り、菌床までを森林組合が行い、菌床生産された生椎茸をパック詰めし、出荷までを農家が行うという分業方法であります。今後は、大分県きのこセンター等と調査研究を行ってまいりたいと考えております。

次に、間伐材の有効利用についてでございますが、間伐材は、間伐する木材の年輪にもより木材価格に差があるわけございまして、林道付きの山はそれなりに販売を行っておりますけれども、そうでない山は山の中にそのまま放置されているのが現状であります。間伐材の有効利用につきましても、森林組合とのタイアップかできないかと今後調査検討をいたしたいと思っております。

森林組合の山桜日本一の構想、その試みに対して市はどうするかということではありますが、市として、これは大変すばらしい事業だと思っておりますので、支援できる部分については十分検討してまいりたいと思っております。

以上であります。

議長（後藤 憲次君） 教育長。

教育長（二宮 政人君） 次に、小・中学校における部活動の概要と今後の対応について、お答えをいたします。

議員御指摘のように、子供を取り巻く状況は大変厳しいものがありまして、学校教育におきましては、知・徳・体、調和のとれたより質の高い教育が求められております。このため、小・中学校におけるスポーツ活動にも、より一層今後取り組んでいく必要があると考えております。

由布市の小・中学校における部活動の概要につきましては、小学校におきまして、各学校の児童や地域の状況等に応じて、少年団スポーツ活動などの野球、サッカー、バレーボール、陸上等の取り組みが実施されております。また、中学校の部活動におきましては、野球、サッカー、バレーボール、剣道等のスポーツ活動に、男子8割、女子6割程度の生徒が参加しており、音楽、美術等の文化活動に1割の生徒が参加しております。さらに、社会体育におきまして、硬式野球、サッカー等に1割程度の生徒が参加しております。小・中学校とも、県大会などに多くの種目が参加し、毎年好成績をおさめております。特に、中学校の柔道、ソフトボールにおいては、今年度、九州大会に出場いたしまして好成績を残しております。

全国大会に出場した柔道女子の挾間中学校3年生の河野愛美さんは、全国準優勝を果たしておりますし、また、陸上3,000メートルに出場いたしました湯布院中学校3年生の加藤岬さんは、県新記録を出すなど全国にその名を轟かせております。今後とも各種スポーツ関係団体等との連携のもと、小・中学校におけるスポーツ活動の一層の振興を図り、児童・生徒の健全育成に向けて取り組んでまいります。

次に、各種スポーツクラブの育成についてでございますが、合併によりまして、従来の3町の体育協会は、地区体育協会として存続しつつ、一つにまとまり、由布市の体育協会としてスポーツの充実振興をより図っているところでございます。したがって、地区体育協会に加盟している各種スポーツクラブにつきましては、これまで以上の育成振興が図られているところでございます。しかしながら、由布市におきましても、少子高齢化傾向は例外ではなく、市民の皆様が

参加して活動したいスポーツが、十分にできなくなっている状況が見受けられます。このようなことから、教育委員会といたしましては、今後、子供から高齢者まで、初心者からトップレベルの競技者まで、地域のだれもがいつでもどこでも参加活動できる、総合型地域スポーツクラブの設立に向けまして、スポーツ振興審議会と協議しながら、その推進を図ってまいりたいと考えております。

次に、体育指導員の役割と国体についてでございますが、体育指導員は、スポーツ振興法に基づき、市では、挾間、庄内、湯布院地域から各10名、合わせて計30名を体育指導員として委嘱しております。職務の内容につきましては、議員から御指摘がありましたように、由布市のスポーツ振興を図るため、市民の皆様方に対しまして、スポーツの紹介や実技指導、組織の育成を行うとともに、スポーツ団体や公民館等が行う行事、各種大会の運営の指導者として活動いただいております。

なお、2008年開催の大分国体におきましては、体育指導員会会長並びに副会長が国体を運営いたします総務・企画専門委員会や、競技式典・宿泊衛生専門委員会の委員に委嘱されております。そのほかの体育指導員につきましては、各地域で大会を支え、盛り上げていただくため、ボランティアとして活動していただくことになっております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 山村博司君。

議員（24番 山村 博司君） それでは、市長にお尋ねをします。

2点目の農免道路の危険箇所改善についてであります。先ほどの説明では、用排水路の関係で、構造上、法令上困難であるというようなことで、看板等を設置して十分注意して、皆さんが事故のないような対応を考えていきたいという説明でございます。しかしながら、私は、私のところの地域でありますから、市長はもとより、毎日通勤していると思えますし、通っておってわかると思うんですが、これは、私は金がかかるから本当苦しいところでありますけれども、やはりつくった当時に、地域の方の関係もありますけれども、やはりああいうような構造上のミスが大きな事故にいろいろつながってくるという危険を考えたときには、私は何としてもやはりこれは20メートルぐらい先、交差点から20メートルぐらい先から、やはり道路のあれを下げるということになれば、金額的には300万円ぐらい、専門家でないからわかりませんが、かかると、私はある建設業者に聞いたことがあります。

それで、やはりこちらの庄内の方からの入り口の交差点のところに土手があります。その土手と、それからこっちの今旧道のところに、中洲の倉庫に行くところに墓地があります。それも多少のやはり視覚が悪くなっている原因になっております。まあ市長も通るからわかると思えますが、やはり多少の金がかかっても、やはり危険であるという、皆さんが言っておるんですから、

何とか私は予算措置をして、していただきたいと思います。私も地元の議員として本当に頭の痛い問題です。本当に町議のときから、市長も御承知のように、請願書も出しました。一般質問もしました。そういうことで再三お願いをしておりますので、何とか、市長、なりませんか。答弁をお願いします。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 議員おっしゃられるように、これは旧庄内町時代からの課題でありまして、その農免道路をつくるときのいきさつも私も十分伺っておりますけれども、その時点でもやっぱり難しかったと。今回、この道路の用水路がありますから、その水路についてどのようにしていくかということで十分検討させたわけでありましてけれども、非常にサイホン型式のは構造上大変もう難しいと、それからその上に橋を設けて、それも非常に難しいできないというような状況の中で、もっともっといい方法が考え出せればいいんですけども、法令上、また構造上大変これはできないということになれば、当面は、通行者に対して、そういう交通安全を呼びかける以外には方法はないというふうに考えております。

詳しいことは、ちょっと建設課長から答弁させます。

議長（後藤 憲次君） 建設課長。

建設課長（荻 孝良君） 建設課長の荻です。よろしく申し上げます。

今、市長が申しあげましたように、あそこの、今、山村議員が言われる一番高いところを下げるということになりますと、庄内ストア側から上がったところの道路の取り付けは非常によくなるわけです。しかしながら、反対側、今言われる墓地のところから地区に入る道路について、約100メートルぐらい近く、庄内町、大分寄りに道路の取り付け替えを行わなければ無理が生じるという面がございます。

それともう一点、先ほど市長が申しあげました構造・法令上ということについては、一応水路橋、あるいは水管橋にしたときに、けた下から道路面の高さが4.5メートル以上確保しなければならないというような観点から、水管、水路橋等にした場合は、あそこの今の交差点の路面を約1.5メートル近く下げなければ、水路橋、水管橋と立体交差はでき得ません。

まあ一番無難な方法としては、サイホンという方法もあるんですが、これはそこが一番低くなってきますので余り勾配がございません。で、必然的にそこに土砂が堆積するというようなことから、地元の理解が得られないんじゃないかというふうに思っております。ですから、それを解消するということになれば、道路の路面を下げる、そしてなおかつ、地区の進入路について、100メートル前後の移動して新設を行わなければならないという実情でございます。

以上、説明を終わります。

議長（後藤 憲次君） 山村博司君。

議員（24番 山村 博司君） 今、説明では十分わかりましたけれども、やはり何回も言いますように、事故が本当に表面に出ない事故が相当あるんです。そういうことで、私も地元議員として、またそこを通行する一人として、皆さんの代表で何とかこういう問題についてお尋ねしたわけですが、構造上、法令上難しいというようなことですが、仮に地元の土地折衝について私も最大限努力したいと思いますので、路面を1メートル50下げたときに、どれくらい先ほど私が300万円ぐらいと、これはある建設業者から聞いた話ですが、どれくらいかかるものでしょうか、ちょっと建設課長にお尋ねします。

議長（後藤 憲次君） 建設課長。

建設課長（荻 孝良君） 現時点では、まだ概算設計も行っておりませんので、概算の金額的について申し上げることは困難であります。言えることは農免道路そのものを約200メートル近く、全面改良しなければならないということが一点ですね、それと、先ほど申し上げました地区に入る進入路が約100メートル近くの取り付けの位置の変更等の事業費が生じてまいります。そういう実情でございまして、金額的については、この場で申し上げるだけの資料を持っておりませんので、御理解をお願いしたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 山村博司君。

議員（24番 山村 博司君） 十分わかりました。それでは、いろいろ内容が詳細についてわかりましたが、私が一つお願いしたいのは、その1回調査をして、していただきたいと、どれくらいかかって、今課長が言われたような内容で、どれくらいの工期がかかって工費がどれくらいかかるんだという調査をしていただきたいと思います。私の方からお願いしておきます。

以上で、2点目の農免道路の改善については終わりたいと思いますので、市長、毎日通る道ですから、本当に危険ということは本当危険で本当に危ないわけですから、そこを十分考えて、やはり市民が住みたくする町にするためには、そういう危険箇所をなくして、交通安全のために交通事故を防止するということが市が積極的に取り組んでいただきたいと思います。

それでは、3点目の林業振興についてお伺いをします。

先ほどの市長の説明では、シイタケ農家が124戸あると、私が調べたのがちょっと少なかったんですが、つくるのはつくっても、やはり高齢化の影響、また担い手の不足の影響で、シイタケというのは、シイタケを1メートルか1メートル50ぐらいにほだ木を原木を切って、それでこう移動すると担ぐということで、非常に年が若くなければできないというのがシイタケの栽培の一番欠点でございますが、先ほどの説明では、出荷先がOSK、大分椎茸農協ですが、これが50%、それから出荷組合等が35%、個人が15%ということでありまして、平松知事さんがおられたときには、大分県一村一品運動ということで、特に庄内町は、一村一品の7品の中にシイタケが入っておりました。それで推定額、そのときでは3億円だろうと言われておりましたが、

今の内容を聞きますと相当あります。個人で出すのはなかなかつかみにくい点もありますが、私はやはり市と市の林業関係の方と、それから森林組合、県との一体感といいますかね、そういう事業に対する、本当のその農政関係では農政会議というのは、定期的に月に1回程度行われておりましたが、この林業関係において課長にお尋ねしますが、そういう定期的に森林組合、県を交えての林業振興についての定期的な会合はやっておるのでしょうか、その点ちょっとお尋ねします。

議長（後藤 憲次君） 農政課長。

農政課長（平野 直人君） 農政課長の平野です。お答えいたします。

定期的な会合は行っておりません。

議長（後藤 憲次君） 山村博司君。

議員（24番 山村 博司君） 私が言うのは、技術的でなくても、例えば事業はこういう事業があるんだ、取り組むかどうするかというときに、みんなが林業関係者が寄って話し合いを定期的に、事業がなくても今林業が荒廃しているからこういうふうに進めていこうとか、市の林業施策に対しての考え方等を説明したりする定期的な会合はやっていないんですか、どうですか。

議長（後藤 憲次君） 農政課長。

農政課長（平野 直人君） 定期的には行っておりませんが、担当職員がそれぞれに出向いて意見調整を図っております。でありまして、先ほど議員の方から、ほだ場や作業道の補助金が少ないということをおっしゃったんですけれども、私としては十分に対応しているというふうに思っております。もし人工ほだ場等が、まだまだつくりたいという方がございましたら、御一報いただきたいと思います。職員の方は、結構綿密に農家と連絡調整はしているものと思っております。

議長（後藤 憲次君） 山村博司君。

議員（24番 山村 博司君） 今、課長の話を聞いて安心したわけですが、やはり林業というのも、シイタケは、生シイあたりは勝負が早いんですが、干しシイタケになると現場をこう栽培して8年から10年かかって、それを切つてするわけで、非常に期間もかかるし技術的にも非常に難しい面もあるということですが、ぜひとも林業関係の先ほど私がお願いしましたほだ場の関係、それから種こまに対する補助金という面を、やはり農家の林業課の意見等を十分聞いて、林業の振興のために努力をしていただきたいと思います。

それから、先ほど市長が答弁していただきました森林組合が「蘇れ」という事業を先ほど説明した中で、事業がありました、これも市として前向きに検討していただくということでありますので、長い将来を考えたときに、本当にこれをこの事業は私もいいことだと思いますので、ぜひとも市の絶大なるバックアップをお願いして、これからの新しいそのふるさとづくりに、また

地域づくりに役立てていただきたいと思います。

そうということで、林業振興については、それからもう一点、間伐材であります。先ほど私が申し上げましたように、市長にちょっと一点お尋ねしたいんですが、私は、何年か前、鹿児島島の霧島町に行ったときに、今、合併して町が変わっていると思いますが、間伐材を利用してありとあらゆる、例えば看板をつくったり道路標識をつくったり、それから測量ぐいとかそういうのはもう、一般的な木さくとか一般的なあれですが、花壇を間伐して製材したあれを木で木の鉢をつくって、その中に花を植えてずっと国道筋に飾ってあったんです。それで、今花いっぱい運動でコスモス等を勧めておりますし、ぜひ国体が近づけば、やはり来た人に潤いを感じるというようなことで、花を見て和んでいただくという意味からも、そういうあれを利用して設置する考えはありますか、その点についてお尋ねします。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） きょうはそのことを初めて聞いたんですが、私自身、今、今度国体に向けての花壇づくりは、経費のかからない状態の中で、由布市に全部花を咲かせて、国体に来られる方々を歓迎したいということを考えておまして、このことはまだ考えておりません。

議長（後藤 憲次君） 山村博司君。

議員（24番 山村 博司君） 経費もかからないように、また私たちもわかる範囲で、いろいろなグループを通して協力できるところは協力していきたいと思いますので、前向きに検討していただきたいと思います。

最後に、市長にお願いしますが、林業関係は本当にお先真っ暗の厳しい状況になっております。予算も見ますと、農林水産費の中で1割程度というようなことになっておりますので、ぜひともこういうような事業がいろいろありますし、やる気のある林業家も相当おります。そういうようなことを十分勘案して、厳しい財政の中にも実のある予算措置をしていただきたいと思います。

それから、1点目の問題ですが、教育の関係の問題についてお尋ねをしたいと思います。

先ほど教育長さんから詳細なる説明をいただきました。私がなぜ部活動というのを出したかといいますが、今いじめ問題等が非常に問題になっております。児童の虐待とかなっております。それは私が表面には出しておりませんでしたけど、やはり部活をする子供は、そういう非行とか登校拒否とかありますけれども、そういうあれには走らないのではなからうかと思うんですが、部活に入っていない生徒、その生徒があります。何人かありますし、資料をもらっておりますが、そうすることで部活に入っていない生徒について、教育長さん、どう考えますか、ちょっとお尋ねします。

議長（後藤 憲次君） 教育長。

教育長（二宮 政人君） 部活に入っていない生徒は約3割ですかね、3割ぐらいおるようでご

ざいます。こういった子供につきましては、いろいろ家庭の事情、あるいは本人の自主的な放課後の自主的な学習活動、いろんな理由がございますけれども、このような部活に参加してない子供に対しては、各学校に対しまして、家庭生活のあり方、あるいは過ごし方等につきまして、細かい指導をするよう指導しております。

全員部活に入るのが建前でございますが、そういった理由でできていない部分もございますので、今後こういう時代の中で、こういうスポーツ活動につきましては、全員参加という方向で、より一層進めてまいりたいと考えております。

議長（後藤 憲次君） 山村博司君。

議員（24番 山村 博司君） ちなみに、教育委員会が資料をいただいたんですが、中学校ですが、中学校部活動に関する生徒の状況ということで、18年の6月30日現在という資料をいただいております。この中で、挟間中学が436名、庄内が252名、湯布院が305名、生徒数ですね、その中で、部活を行っていない人が挟間が70人、それから庄内が22名、湯布院がゼロと、それで全部で92名と、全体割合で9%となっております。

先ほど教育長の説明では、家庭の事情とかいろいろ事情があると思いますが、こういう事情等は十分わかりますけれども、やはりすべて部活に入れるということにはならないと思いますけれども、やはりそういうスポーツをする子供には、本当に健全に育て健全育成といえますか、そういう面で心配ないと思います。しかし、もう何にも入っていないような子が一番私が心配になると思いますので、ぜひとも教育委員会の方でそういう生徒に対して、よりよい指導を行って、由布市においてははじめは余りないと思いますが、そういう事故のないような指導をお願いをしたいと思います。

それから2点目のスポーツクラブ、これなんです、学社連携とかいう言葉も聞きます。学校体育、社会体育ということで、それが連携をしていなければやはりスポーツはなかなか振興できないということでありまして、先ほど説明では湯布院中学の加藤さん、それから挟間中学の河野さん、河野さんは全国大会で2位と、加藤さんは大分県で1位で国体に出場したということで、そういう優秀な選手も出ております。おりますが、やはり学校外でのクラブ活動というのが、やはり先ほど私が言いましたように、週休五日制になったら子供が土・日が休みになりますので、いろいろつまらん遊びをせんで、こういう自分のしている運動を伸ばすということが、またひいては、県の国体に出る選手を養成なり、またオリンピック選手になるような選手を育てていく素材になるんじゃないかならうかと思っておりますので、今、この資料では、18年度、スポーツ少年団が18団体あるということですが、特に野球が6団体、それからバレーが5団体、それからサッカーが4団体ということがございます。陸上は1ということですが、そういうことでぜひともクラブの時間外になりますけど、やはりこれは指導者の問題もあります。指導者の育成

という問題もありますが、ぜひともそういうクラブ活動を強化して、由布市のスポーツの振興のために努力していただくように、市の方としても十分なる施策を練っていただきたいと思います。

それから、体育指導員と国体の問題でありますけれども、体育指導員が、以前は各町で15人ずつ、45人ぐらいいたと思うんですが、今度合併で30人ということになります。国体がやはりメインになっておりますので、もうだんだん国体が近づいております。そういうことで、由布市では5種目行われるということになりますので、この市当局の体育関係者はもとより、体育指導員の果たす役割というのが非常に重要になってくると思いますので、いろいろななかかわりをお願いしたいと思いますし、体育指導員そのものが、各種の行事等忙しいと思いますけれども、立派な国体を支えていくためには、こういう方が中心になってやらないと、国体も成功裏に終わりにくいんじゃないかと思えます。そういうことを考えまして私がお願いをしたわけでありませう。

以上、いろいろな面で質問を申し上げましたが、このいわゆる子供の健全育成と、それから国体というようなことも考えて、これは別問題ですけれども、ぜひとも市の教育行政にうまくできますようお願いを申し上げまして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（後藤 憲次君） 以上で、24番、山村博司君の一般質問を終わります。

.....  
議長（後藤 憲次君） ここで休憩をいたします。再開は、11時より再開します。

午前10時51分休憩

.....  
午前11時02分再開

議長（後藤 憲次君） 再開いたします。

次に、23番、生野征平君の質問を許します。

議員（23番 生野 征平君） それでは、通告に基づき、市長、教育長にお伺いをいたします。

私の質問の要旨については、既に事前に通告してありましたが、御案内のように、昨日の大分合同新聞で、私の質問をしようとする同様の内容が報道されました。このように、世論の支持も受けながら、由布市における市庁舎対策についてお尋ねを市長にお伺いいたします。

由布市は、合併して1年余りが経過いたしました。御案内のように、合併に際しては、行政サービスを低下させず、行政コストを削減できる最良の行政改革であるという大義のもとに新しく「由布市」が誕生いたしました。市長は、この1年間、市政を担当され多々御苦労もあったことと思いますが、多くの市民は、プラス効果を望んで市長に夢を託したと思っております。

さて、由布市行財政改革推進会議の意見にもありましたが、合併に伴う組織機構、特に市行政の中核でもあります市庁舎が、分散している状況は正常な姿とは言えず、市民にとっては利便性

に欠けるなどの問題提起がなされています。さらに、サービスの高度化や多様化への対応が図られる状況にあるのか、市民の、そして市行政の中核となる市庁舎のあるべき姿について、以下3点について、市長の考えを伺います。

まず第1点目は、市庁舎の今後のあり方について、お伺いをいたします。

言うまでもありませんが、現在の庁舎は、市の機能を分散させるいわゆる分庁舎方式であります。この分庁舎方式は、合併協議の中で提案された合併ありきの苦渋の選択、すなわち合併のための妥協そのものではなかったかと言えます。もちろん県内の他の自治体で、このような方式による合併は類例がありません。由布市独自の方策として決定されたものであります。また、当時、合併議論が進む中で、このような合併方式は、将来、必ず禍根を残すことになるのではないかと各方面からも危惧されました。

さて、市長は、この1年余り、複雑な体制の中で、積極的な行財政改革プランを策定し発表されましたが、どう考えましても、現在の由布市の庁舎のあり方に附随して、行政組織の仕組みは経費的にもむだが多く、最も大事な住民の不便の解消やサービスの利便性を高めているとは考えられず、正常な姿とは思われません。今日、サービスの高度化や多様化への対応が問われる中で、極めて変則的な行政運営がなされているのではないかと懸念いたしております。

なお、合併協では、将来的には行財政の効率化を図るという観点からも、本庁舎方式を目指すことと決議されました。また、市長は、機会あるごとに、本庁舎方式への移行は、市民の声や機運の高まりを待ってと発言していますが、1年を経過した今日、機運の高まりの是非をどのように受けとめているのか、市民の意識の多様性は考慮しても、今、機は熟していると推察できますが、この際、市長みずから強力な指導力を発揮して、市民懇談会や公聴会等議論する組織を立ち上げ、本庁方式について、改めて市長みずからが市民に理解を求める考えがないか、伺います。

なお、今日の合併は、財政危機を克服する一つの有力な手段としての3町合併であった点を忘れることなく、特に、本庁舎問題に関しては先送りするのではなく、市長は主体性を持って断固たる姿勢で、極めて重要なこの課題に全力を傾注しその道筋を示すべきと思いますが、重ねて市長の考えを伺います。

次に、本庁舎方式に移行した場合の財政面、及び財源対策等合併後検討されたのか、伺います。

市町村合併は、あらゆる面で行政、行財政改革の最大の機会であると言われております。一方では、国の改革のあおりを受け、地方交付税の減額等により、由布市においても極めて厳しい財政状況の中で、財政健全化に向けて懸命に行財政改革が推進されております。その結果、行財政改革実施計画にも示されていますように、歳入歳出の見直しをはじめ、補助金のカット等待たなしの厳しい状況にさらされています。

こうした状況の中で、行革の視点では、本庁方式に移行した場合の収支の推計などの試算がな

されているのか、また、本庁舎の位置はどこになるにせよ、本庁舎としての施設整備を図った場合の所要額等について、財政面での試算がなされたのか。また、財源対策等についても、合併後、由布市になってから検討されたのか、その状況もあわせて伺います。

次に、市政懇談会での庁舎問題の発言について、どのような考えを示されたか、伺います。

先般、市長は、市民との市政懇談会を、市内23校区で開催されましたが、市政を推進するためのあらゆる問題について懇談されたことと思います。特に、懇談会に出席された市民の声の中に、現行の分庁舎方式の是非に関する意見要望や、行政サービスの低下につながる庁舎問題の不満等に関して発言があったと聞いておりますが、その発言の内容はどのようなものであったのか、また、市長はどのような意向を示されたのか、伺います。

次に、教育長に2点ほどお伺いいたします。

最初に、児童虐待、いじめ等の防止対策についてお伺いをいたします。

既に、御承知のように、児童虐待やいじめを苦しめた子供の自殺、自殺予告など極めて悲惨な事態が続発しております。特に、児童虐待については、保護者である親が信じられない行為を平然と行い、すさんだ状況に特效薬もなく繰り返されております。このような状況を反映し、さきに伊吹文部科学大臣が、全国の児童・生徒に向けて「いじめをすぐにやめよう」、異例のアピールを発表いたしました。さらに、子供の心の中に自殺の連鎖を生じさせないように連絡し合い、生命を守る責任を再確認したり、保護者や教員、地域住民に宛てた文章も公表されたと報道されておりました。そこで、このようなセンセーショナルな社会問題ともなっている事態を、教育現場に精通している教育長はどのように受けとめているのか、見解を伺います。

次に、2点目は、去る10月下旬、県教委から市町村教委に対して、いじめの実態を把握するよう指示があり、その調査結果が発表されました。調査対象期間は7カ月間であったにもかかわらず、3,446件のいじめが報告されました。現在、由布市においては、このような事案は発生していないと思われませんが、実態はどうか、いじめに関する緊急対策会議等を開催して何らかの対応をしたのか、また、教育現場ではどう対処しておられるのか、伺います。

これらの問題は、事が発生してからでは取り返しのつかないことにもなるので、いじめや児童虐待には、予防や早期発見が極めて重要だと考えられますことからその対策が必要です。まず、対策の一つとして、相談窓口やケア体制の充実を図ること、なお、将来的には、児童家庭相談所的なものの設置が望ましいと考えますが、教育長の所見を伺います。

以上、答弁をお願いいたします。特に、市長には大いに答弁を期待しておりますので、感動するような答弁を一つお願いをいたします。再質問はこの席からいたします。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 23番、生野征平議員の御質問にお答えをいたします。

まず1点目の本庁舎方式について、方向性を示す時期に来ているのではないかという質問でございます。

合併協議の中で、旧各町に本庁舎を設置した場合の概算費用を算出するなど、さまざまな議論を重ねた結果、この厳しい財政状況の中で、10数億円から30数億円もの投資が必要となり、それよりも住民サービスを先行させるべきではないか、あるいは庁舎がなくなれば、周辺が寂れるなどの多くの意見が出されまして、最終的には分庁舎方式で合併合意が得られたというところでもあります。しかしながら、行政組織の効率化、効率を図るという観点から、将来的には本庁舎方式を目指すことで協定が終了したところでございます。

しかし、いざ実際にスタートしてみますと事務的に大変非効率的であります。時間的ロスが大変大きいこと、燃料費、通信運搬費、光熱水費などの経常経費にむだが生じていることなど多くの問題点が具体的にあらわれてきております。

議員御質問にありました市民の声は私にも数多く寄せられております。合併をして1年間、私自身も市民の声を十分聞いてまいりました。2点目の質問にありますように、本庁舎方式に移行した場合の、収支推計と施設設備を図った場合の財政負担、これまでに正式にそのことについて調査をさせたことはございませんけれども、今後、1年を経過して、本庁舎方式を目指すことの準備作業として、これにこれから着手をしてまいる予定であります。

そしてまた、その調査結果が判明した状況の中で、市民にも公表し、また、合併の本庁舎方式について、いろんな諮問機関を設ける中で議論をしていただきたいというふうに考えて、できるだけ早い時期にその結論を出していきたいというふうに思っております。この1年間の市民の皆さんの声は、やっぱり早く合併を本庁舎方式にせよという声がほとんどであったというふうに考えております。

次に、3点目の市政懇談会での庁舎問題の発言にどのような考えを示したのかと質問でございますけれども、市政懇談会の席上では、市民から本庁舎方式で、一時的に金が必要になっても職員数を減らすことができれば惜しくないとか、合併協議での話し合いはあると思うけれども、1年を経過すれば一本化してもいいのではないかなど意見が出されました。私の回答内容は、行財政改革や組織機構の視点から考えますと、できるだけ早い時期に、本庁舎方式を実現すべきとの考えや、本庁舎移行には、位置の問題や財政的問題など大きな課題を抱えていることなどから、慎重に議論する場が必要であると。また、具体的には、検討機能的な組織を立ち上げ議論をするのも一つの方策であると。一番肝心なことは、市民へ説明を広げていく中で、市民の機運が高まることも望ましいことだという意見、見解を述べてきたところであります。

次の児童虐待・いじめ等防止対策につきましては、教育長が答弁をいたします。

私は、2番目の由布市の実態と児童家庭相談所的な機構の設置についてお答えを申し上げます。

大分県下では、児童家庭相談所を市町村が設置しているところはありません。今のところ大分市が検討中でございます。この児童家庭相談所につきましては、現在、県が設置し、専門的なスタッフ、児童福祉士、心理判定員、保健師を配置しておりまして、県下の市町村からの要請に対して対応しております。由布市におきましては、合併後、家庭相談員を配置しており、児童の問題に取り組んでいるところであります。児童の相談の件数は、17年度相談件数7件、延べ22件のうち虐待が1件、それから18年度10月末相談実件数は18件、延べ28件のうちに虐待が3件でございます。

合併時から、由布市家庭児童相談ケース会議を大分県中央児童相談所、別府県民保健福祉センター、市教育委員会、市健康増進課、各庁舎の保健師と2カ月に1回相談の解決に向け、関係機関と協議を実施をしているところであります。

なお、19年度は、由布市要保護児童対策地域協議会を立ち上げまして、警察も含めた協議会を設置する予定でございます。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 教育長。

教育長（二宮 政人君） いじめ等防止対策についてお答えをいたします。

いじめを苦しめた子供の自殺や自殺予告など極めて悲惨な事態が全国的に発生しており、子供たちがかけがえのない命をみずから絶つという、あってはならない憂慮すべき深刻な問題として認識いたしております。

由布市でのいじめの発生件数につきましては、本年度4月から10月までの間、小学校64件、中学校31件の合計95件となっております。このうち既にいじめが解決したものが59件、継続して指導中のものが36件ありまして、教育委員会の支援のもとに学校挙げてその解決に向けて取り組んでいるところでございます。

いじめの背景や要因といたしましては、学校教育のあり方や家庭のしつけの問題、社会的な要因など複合的に絡み合っているものでございますが、児童・生徒の状況から考えますと、善悪の判断などのモラルや道徳心、思いやりに欠ける面があることや、社会的ルールが身につけておらず、社会性が未発達であるということ、自己表現力、コミュニケーション能力が低く、対人関係がうまくつukれないことなどが考えられます。このようなことから、教育委員会といたしましては、心の教育の充実を図るとともに、豊かな人間性や社会性を育む豊かな体験活動推進事業や、児童・生徒に社会性を身につけさせ、望ましい人間関係づくりを促進する、人とかかわる喜びを育む推進事業等を実施しております。

また、学校に対しましては、校長を中心にいじめを絶対に許さない校内体制を整え、教職員が一致協力して対応していくことや、家庭や地域の関係機関等の緊密な連携を図るとともに、子供

や保護者がいつでも相談できる相談体制を確立するよう指導しているところでございます。

さらに、昨年までの各地区の教育相談制度を発展させ、県からの補助事業を活用いたしました生徒指導推進協力員を配置し、親と子の教育相談室を挟間小学校に開設いたしまして、いじめ・不登校の問題についての電話相談や来所相談に当たっているところでございます。

また、訪問指導推進委員を確保いたしまして、学校教育課を窓口として、不登校を中心とした相談を受け、学校や家庭を訪問して相談に当たっております。今後とも教育委員会といたしましては、学校、家庭、関係機関等が連携を一層深め、いじめの防止等に向けた一層の取り組みを推進してまいり所存でございます。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 生野征平君。

議員（23番 生野 征平君） 市長にお尋ねをいたします。

この庁舎問題については、私は最重要課題と考えて、極めて冷静に3点にまとめて質問をいたしました。いずれも私の意図する答弁と少しずれがあったような気もいたします。

まず、私の質問の要旨は、1点目は、市民懇談会公聴会を立ち上げ、これはもう市長がみずからその場に出向いて、どうしてもその本庁方式にしなきゃ現実はこちらだと、そういうことを市長が真剣になってそういう会を立ち上げていただいて、説明、理解を求めてもらいたいというのが趣旨です。

それから2点目は、本庁舎方式の意向のめど、めどと道筋をはっきり、大体道筋がわかれば、皆さん市民も安心すると思いますが、いまいちこの意向のめどと道筋がわからなかったんで再質問したいと思っております。

それからあと、施設整備、これはもう合併後検討されなかったと、しかし、早い時期にやるといことでこれはわかりました。

それから、市民懇談会、市政懇談会の件も市民から早い時期に一本化でもよいのではないかとというようなお話でございましたのでそれもわかりました。

今、以上2点について、いま一度説明をお願いいたします。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 今、答弁の中でもお答えをいたしましたけれども、財政的な面とかいろんな面について、これまでの本庁舎方式と、今の分庁舎方式の比較を十分して、そのきちっとしたデータを出したいと思っております。そしてその中で、これから市民の皆さんに、そのことについて公表し、そういうことになれば、私みずから出て行って、隅々、皆市民の皆さんに、私自身の声でお話をしていきたいというふうに考えております。

それから、そういう状況の機運が高まれば、本庁舎方式という形になれば、その方向にいき

いと思うし、来年度1年をかけて、市民の皆さんのコンセンサスをとる中でその方向性を見出し、いていきたい。私の構想としては、もし本庁舎方式になるとすれば、来年度に市民に周知徹底し、再来年度からはその方向で動き出したいというふうに考えております。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 生野征平君。

議員（23番 生野 征平君） 今までも、市長は繰り返しずっと市民の意見を聞き、機運の高まりを待ってと、今までもずっとそのように言うておりましたけれども、行財政改革推進会議、これからも早急に庁舎を一本化すべきという答申が出ております。また、行革プランによると、本庁舎方式の意向も視野に入れてとあります。この行革プランは5年間ですが、市長の任期はあと2年と10カ月、私も一緒ですけれども、この任期中に本庁舎にされるとそう解釈していいわけですか。それよりも早くなるということですか、どちらですか。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 私の責任において、やっぱり任期中に解決はしたいと考えておりますから、そのつもりでおります。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

議長（後藤 憲次君） 生野征平君。

議員（23番 生野 征平君） それから、行革プランの中で、単年度で10億円の削減を行うということになっております。しかし、この10億円の削減は、市民生活に重大な影響を与えると同時に、次代を担う幼児から高齢者まで相当な痛みを与えるんじゃないかと思っております。例えば、保育料・幼稚園の授業料等の値上げも含まれております。この10億円の削減ということは、過疎化や高齢化の中で地域住民に犠牲を強いることになり、町おこしの活力をなくすんじゃないかとそのように心配もしております。私は、最大の行革は庁舎問題を整理することにあると思います。そのように本当に信じております。早く本庁に移行すれば、最大限の経費の削減、コストの削減等が可能になると思われませんが、市長、いかがですか。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 本庁舎方式になればということで試算をさせますので、その点についてははっきりしてくると思いますが、やっぱり一家の家に例えてみたときに、家庭が破産をすると非常に財政が厳しい状況の中で、子供たちがいるんな要望をしてきても、やっぱりしばらく待てよと、これができたらお父さんがしてやるからなとかというような状況は家庭にあると思いますけれども、我が市においても、大変非常に財布の状況が厳しい状況の中では、市民の皆さんにもやっぱり辛抱してもらわにゃならんところはならんと思います。そういうことから、私としては、そういうことを市民の皆さんに言うのは辛いんでありますけれども、立て直しのためにはやむを得ない状況があるというふうに考えております。

議長（後藤 憲次君） 生野征平君。

議員（23番 生野 征平君） 家庭に例えられましたけれども、私もじゃあ家庭に例えてちょっとお伺いをしますが、育ち盛りの子供のある家庭で、じゃあ三度の食事を二度にしてまで行革の方にやるんだと、そういうふうに受けとめるんじゃないかと思いますが、それはどうですか。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 生命とか成長とかそういうものについては、そういうメリハリはきちんとつけていきたいと。で、この行革というのは、今まだ待てるもの、それから成長時期にどうしてもこれは必要だとそういうものについては、取捨選択をし、待っていただけるものについては、市民の皆さんに1年2年の待っていただくというそういう状況を考えているわけでありまして、何もかもすべて全部というわけでありません。大事な点については、やっぱり今までどおり推進をしていきたいというふうに考えております。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

議長（後藤 憲次君） 生野征平君。

議員（23番 生野 征平君） それでは、最後に1点、市長に聞きます。

さきの市政懇談会で、市民にむだ、無理、むらをなくす運動を展開すると説明しておりましたが、これは具体的な手段について、お尋ねをいたします。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） それについては、政策課長からお答えをいたします。

議長（後藤 憲次君） 総合政策課長。

総合政策課長（野上 安一君） お答えします。

無理、むだ、むらは、これまで合併前の3町で、ややその部分があったんではなかろうかと、補助金に関してもむだな部分があったんじゃないかなろうかと、それで無理をして出している分もあったんではなかろうかと、それらを整理して、その無理、むだ、むらの3無をなくして、すっきりスリムになった由布市づくりをしていこうという意味で、市民の方に訴えてきているところです。

議員（23番 生野 征平君） ありがとうございます。

それでは、次に、教育長にお尋ねをいたします。

先ほど報告にありましたいじめの件数が6カ月で95件、私は一つもないと思っておりましたけれども、95件の事例があったと本当に驚いております。これは先ほども言いましたけれども、事があってからではもう取り返しがつきませんので、教育長、聞いていますか。（「はい」と呼ぶ者あり）しっかりこの辺はやってください。

それから、教育長、ここに「18年度由布市教育構想」があります。構想、基本構想と思います。これは学校教育課、生涯学習課、それから体育振興課、これから基本構想が出ておりますが、

もう当然これは見られたと思います。検討もされたと思います。これについて、あなたは今度就任されましたので、どのような思いか、ちょっとお伺いをいたします。

議長（後藤 憲次君） 教育長。

教育長（二宮 政人君） いじめにつきましては、議員御指摘がありましたように、決してあってはならないことでございますので、教育委員会挙げまして、一生懸命取り組んでまいりたいと思っております。

市の教育構想につきましては、私も就任いたしまして、早速見せていただきましたが、これからの教育の全般にわたりまして、きちんとした実態を踏まえた教育計画になっていると思っておりますし、このような社会の急激な変化の中で、今学校教育には、先ほど申しましたように、知・徳・体、調和のとれたより質の高い教育と家庭地域との教育の連携といいますか、協働というものが求められておりまして、そういった視点からのきちんとした施策が、方針が述べられておりますので、この方針に向かいます、具体的な施策を展開してまいりたいと考えております。

議長（後藤 憲次君） 生野征平君。

議員（23番 生野 征平君） これを私も何回も読んだり見たりしたんですけども、この一、二、三例を挙げると、心の教育、通学合宿の拡大充実とか、授業で勝負する教師を目指す研修とか、何かあんまりわかったようなわからんようなことですが、授業だけで勝負する教師じゃなくて、やっぱりいろんなコミュニケーションをとりながら、そういう教師を目指すべきじゃないかと思っております。

そして、この教育構想の中には、子供の生命を守る責任とかということが全く見えない、一字もない、この中にですね。政府の教育再生会議、緊急提言でいじめをしたもの、見過ごしたもの、これらの責任者はまず校長にあると。それから教頭、教員、そして教育委員会、保護者、こういうふうな厳しい懲戒処分の案が出ております。ですから、これだけ今騒がれておりますけれども、全くこの基本構想の中に、そういったいじめに関する子供の生命を守るというような字句が全くないんですが、教育長、どうですか。

議長（後藤 憲次君） 教育長。

教育長（二宮 政人君） この施策、方針を見ますと「教職員の資質能力の向上」という項目がございます、教職員に求められている資質能力というものは、やはり一には教育的愛情、あるいは子供に対する限りない愛情、そして実践的指導力、専門的な知識、そしてまた豊かな教養、人間性、こういったものが求められているわけがございます、具体的な記述はされてないんですが、その基本にあるのは、子供の安心・安全の確保というのが最たる職務でございます。

当然、この中に含まれていると思っておりますので、具体的な施策の中で、そういった考え方を色濃く出していきたいと思っております。

議長（後藤 憲次君） 生野征平君。

議員（23番 生野 征平君） じゃあもう一点、最後にお尋ねいたします。

2004年11月に、これは前の話ですけれども、別府市で行われました教育TMですね、これにおいて、内閣府の文案をもとに、4人の県庁 県教育庁職員が「やらせ」の質問を行いました。また、そのときのスタッフの過剰雇用も明らかになっておりまして、全国開催7市の中で、別府会場は参加者が一番少ないにもかかわらず、総費用額は1,000万円を越して全国で2番目に多かったとこのような報告もされておりまして、これについては、ある会場の場合で5分で行くところを170キロ離れたところからタクシーを借り上げて行ったとか、まさに本当のお笑い話が出ておりました。

そういう経過もありましたので、当時、教育長は、直接の関係者としてどのようにこのタウンミーティングにかかわったのか、また、由布市の教育行政の責任者として、この問題についてどのように考えているのか、お伺いをいたします。

議長（後藤 憲次君） 教育長。

教育長（二宮 政人君） 今、御指摘のありましたタウンミーティングにつきましては、今開会中の県議会でも取り上げているようでございますが、当時、私のかかわりでございますが、当時、私、大分教育事務所長の方に出ておりまして、実際、本庁の方ではなかった関係上かかわっておりませんし、その場にも他の事務所の事業で、土曜日でしたか、参加をしておりません。実情につきましては詳しく存じていないわけでございますが、その後、先月から問題で、教育長が答弁しておりますように、県教育長が答弁しておりますように、判断が甘かったということでございます。

こういった問題につきましては、今後、市の教育長といたしまして、今後十分いろんな状況が生まれることも予想されますので、過去の経緯、あるいは問題の状況等整理しまして、慎重に対応してまいりたいと考えております。

議長（後藤 憲次君） 生野征平君。

議員（23番 生野 征平君） 以上で質問を終わります。

議長（後藤 憲次君） 以上で、23番、生野征平君の一般質問を終わります。

.....  
議長（後藤 憲次君） それでは、ここで休憩します。午後は13時から再開をします。

午前11時41分休憩

.....  
午後1時00分再開

議長（後藤 憲次君） 再開いたします。

次に、11番、二宮英俊君の質問を許します。

議員（11番 二宮 英俊君） 11番議員の二宮英俊です。先月、11月22日に、由布市合併1周年記念事業として、「舞え、歌え、響け、由布の里」の催しものが大分市のいいちこグランシアタで盛大に開催されました。講演を聞きに行った観客の一人として大変感動いたしました。由布市のまちづくりの基本理念である「融和・協働・発展」そのものだと感じました。この事業の開催に御尽力をいただいた皆様方に、この場をお借りして心から感謝したいと思います。これからもこのような事業を積極的に取り組んでいただきたいと思います。

さて、質問に入ります。通告していますように、大きく3点についてお伺いをいたします。

1点目は、環境問題についてお伺いをいたします。

4年ぐらい前だったと思いますが、旧3町でISO14001を取得して、環境問題について取り組んできていました。その当時、これからの環境問題は、一つの町だけではだめだから、当時、大分郡3町で取り組んでいくんだ、そして、将来は企業にも取り組みを進めていくのだと真剣に訴えていました。

ISO14001認証取得による主なメリットとして、企業イメージの向上、コストの削減、環境問題への迅速な対応、環境リスクの事前回避など多くのメリットがあります。実践として、コピー用紙を再利用してむだを省く、昼休みは電気を消すなど省エネに真剣に取り組んでいました。ところが、年月が経つにつれ、だんだんトーンが下がってきており、今ではISO14001という言葉も聞かれなくなりました。それもそのはず、合併前に何とISO14001の認証を返還していたそうです。その理由は、更新するには、経費や時間がかかるなどの理由だからそうです。

そこで、お伺いをいたします。新市のまちづくり計画の中で、環境プロジェクトの目指すイメージとしては、「大分川の清らかな水で結ばれ、美しく深い緑に包まれ、命の循環を育むこの豊かな自然環境を次の世代に引き継ぐ」ことになっております。由布市としてISO14001の取得に向けての再度申請する考えがあるのかお伺いをいたします。いや、それよりも認証を受けなくても由布市は独自の環境対策を考えていると言えば、その取り組みについてもお伺いをいたします。

それに関連をいたしまして、旧挾間町では、町が各学校に学校版ISO14001を認定して環境問題に取り組んでいました。今傍聴席にいらっしゃいます石城小学校の子どもたちも同じです。省エネ、廃品回収など子供たちが環境問題に真剣に取り組んでいます。その結果、保護者にも家庭にもよい影響を与えていると思います。そこで由布市内の学校において、環境教育の一環である学校版ISO14001の取り組み状況をお伺いをいたします。

次に、産業廃棄物でなく一般家庭から出る廃棄物、すなわちごみの処理について、来年2月か

ら6分別から11分別に収集するようになります。今でも不燃物、資源ごみの分別が完全にできてなくて大変困っている状況であります。今回職員が分別の説明を熱心に行っておりますけれども、なかなか周知徹底するには時間がかかるのではないかと思います。現実として家庭ごみ等を庭先やいろいろな場所で燃やしているところをよく見かけますが、これからまたふえてくるのではと心配しております。草だけならまだ我慢できるのですが、ビニール類もついでに燃やしているらしく黒煙が上がる、その臭いにおいが周辺の人たちに大変迷惑をかけておりますけれども、近所の人が注意すると逆にうらまれるという思いからそのまま放置している状況ではないでしょうか。家庭から出るごみの焼却についての条例をつくって規制ができないでしょうか。

また住民の健康で快適な暮らしを守るために環境監視員さんが設置されていると思います。その環境監視員さんの活動状況をお伺いをいたします。

次に、住宅密集地の中を流れる排水路の汚泥処理について、公共下水等の整備ができてないことや、合併処理浄化槽も完全に整備されていない地域では、雑排水等で水路に汚泥が堆積しています。夏場は農業用水路として水がたくさん流れるので余り気になりませんが、冬場になると農業用の水が流れなくなり、生活雑排水だけが流れるようになっています。特に勾配のゆるい排水路では、汚泥がたまりやすく、悪臭やボウフラがわきます。年に1度自治区の事業として道路美化運動と清掃作業をしておりますけれども、水路についても草刈りなどはしてます。その草刈りの草類の処理については可燃物として処理できますけれども、市街地の中の排水路の底にたまっている汚泥を上げてもヘドロになっているし、いろいろなものが含まれているもので、どこに持っていけばよいか非常に困っている状況です。何か対策はないでしょうか。

次に、2点目の道路に関する質問をします。

財政的に大変厳しい市政運営を行っている中で、公共工事は莫大なお金がかかります。しかし、市民生活に密着した道路は必要であります。しかし、現実として道路整備のおくれで日常生活にも影響はあると思われております。少ない予算で事業を行うには重要性、整備効果が上がる投資が必要だと思います。市道が690路線ありますが、幹線道路の改良について優先順位があるのか、どのような基準で工事箇所を決めているのかお伺いをしたい。

また市道認定についても、合併前に駆け込みによると批判されましたけれども、由布市になっても旧町のときの約束などで認定されております。市道の認定の基準をお伺いをいたします。

また道路改良をする場合、補助事業に乗せれば道路の幅員や勾配などの基準が当然あると思います。しかし、単独事業の場合、由布市として道路の幅員や勾配などの基準を設けているのかお伺いをいたします。

3点目の商工業に対する由布市独自の支援策について、市内には1,450社余りの事業所があります。その中で商工会に加入している中小企業者は1,000社余りです。これはいざなぎ

景気を超えた戦後最高の景気が続いていると発表しておりますけれども、一方、地方の小規模事業者には景気がよくなったという感じはありません。逆に非常に厳しい状況であると感じております。

そうした中で、今回の行財政改革で中小企業者を支援する商工会に対する補助金や中小企業者が設備投資などをした場合に利子補給補助金がありますが、その補助金の削減など中小企業者を取り巻く環境がなお一層厳しくなっています。国県では中小企業者の支援策がありますが、由布市独自の別の支援策はあるのでしょうか、お伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わりますけれども、答弁によって自席で再質問いたします。よろしくお願いたします。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 11番、二宮英俊議員の御質問にお答えをいたします。

まず環境問題についての御質問の、由布市になってのISO14001の取り組みについてでございますが、ISO14001につきましては、平成13年3月に大分郡4町で「大分川をきれいに」をスローガンに全国では珍しい広域圏での取得をいたしました。由布市になりまして、維持経費の負担が大きいことや、当時取得していた認証が1996年版で、ISOの改定に伴い2004年版に変更認証が必要であり、多大の労力と費用が必要となることにより、3年ごとの登録更新審査が終了した時点で一定の目的は達成したとして更新をいたしておりません。

由布市といたしましては、ISOの認証を受けることは現時点では考えておりませんが、環境問題は重要でございます。エコ運動など独自の取り組みは継続しているところでございます。今後は、世界的な課題であります地球温暖化防止に向けての取り組みを計画、実施しなければならないと考えております。ISO以上の取り組みが要求されておまして、できるだけ早期に実行計画を策定し、市民の皆さんへ啓発を進めてまいりたいと考えております。

次の学校版ISO14001の取り組みにつきましては、教育長から答弁をいたします。

次に、一般廃棄物処理と環境監視員の活動状況についての御質問でございますが、一般廃棄物の処理につきましては、市の責任におきまして収集処理をしておりますので、毎年実施計画を定め、収集日程表を作成、配布しているところでございます。廃棄物処理につきましては、年々規制が強化されまして、ごみの焼却なども禁止されておりますが、いまだに焼却などを自己処理される方がいます。悪臭や黒煙など、近所からの通報によりまして指導を行っているところであります。来年からはごみの11分別も始まりますが、さらなる自己処理や不法投棄などは心配されているところであります。違法な自己処理や不法投棄につきましては、あくまでも個人のモラルの問題でございますが、今後も啓発活動を継続してまいりたいと思っております。

環境監視員についてでございますが、旧町の活動状況を見る限り、不法投棄状況の通報にとど

まっております、直接個人を指導することにも限界があり、他市の取り組みなどを参考に、効果的な設置について検討してまいりたいと思います。

次に、住宅密集地の中を流れる排水路の汚泥の処理についてでございますが、河川等からの汚泥につきましては、廃棄物ではないと定義をされておりますが、中には腐敗し悪臭を放つヘドロもあると考えられます。市が管理している側溝や水路から市が排除したものについては、現在市有地において処理をしているところであります。地区によっては一斉清掃デーを定め、梅雨時時期の前に地区民総出による排水路の清掃、汚泥の除去を行っております、市が当日回収、市有地で処理をしているところであります。その中で一般廃棄物に該当するものは、廃棄物処理施設に搬入し、処理をしております。環境保全には市民の皆さんの協力が欠かせません。御質問の排水路等は地域住民の方々に維持管理をしていただきたいと思いますと考えております。

次に、市道の関係についてお答えを申し上げます。

まず道路改良工事の優先順位があるのか、また市道として認定する場合の基準はということでございますが、道路改良工事につきましては、合併前からの継続事業を優先して取り組んでおります。市道認定の基準につきましては、平成18年3月に由布市市道認定基準を策定し、この基準に基づいて認定を行っているところであります。

次に、道路改良する場合に幅員や勾配の条件があるのかということでございますが、道路改良工事業業につきましては、国県の補助を導入して行う事業は、採択基準に道路法、道路構造令に沿ったものでなければならぬために、幅員、勾配、カーブの半径等の条件がございます。また市単独事業につきましては、実情に即した形で臨機応変に対応してまいりたいと考えております。

次に、商工業者に対する由布市独自の支援事業についての質問でございますが、中小企業を取り巻く環境は、高齢化や少子化に加え、郊外型商業施設の進出等で購買力は大型店に流出するなど厳しい経営を余儀なくされておまして、由布市内においても例外ではなく、既存商店街の疲弊は深刻化しつつあるところであります。これまでの3地域の中心商店街は、古くからの人々の生活や娯楽、交流の場となりまして、その町の長い歴史の中で文化や伝統をはぐくむなど、その町の顔とも言うべき場所であったと思います。高齢化社会を迎えようとする今日、既存商店街はコミュニティーの場としての重要な役割を担っており、「お元気ですか」という声かけでコミュニケーションがとれる御用聞きのような仕組みの復活も重要であると考えております。これらは高齢者の生活の利便性を高め、住民とお店の交流と地域の活力につながるものと考えております。

議員御承知のとおり、商工業者の支援事業につきましては、商工会への補助金と中小企業者店舗等整備改善融資金利子補給条例に基づき、融資機関から融資を受けた利子の一部助成を始め、平成18年度には福祉対策と商店街の活性化を行うための商品券の発行などの支援措置を行ってきたところであります。また平成18年策定の由布市行財政改革の削減対象項目として掲げてお

りますが、意欲ある企業者につきましては、厳しい財政状況の中ではございますが、当条例を適用し、支援を行ってまいりたいと思います。また商工会の補助金につきましては、市の行財政改革の趣旨を十分御理解をいただく中でお互いに研さん努力をお願いしたいと思っております。

このような状況の中で、商品券や利子補給につきましては継続して支援を行ってまいりたいと思いますが、由布市独自の支援については厳しい状況にあると認識をしております。県等の関係機関と連携し、採択可能な事業があれば由布市も財政的な支援を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解のほどをお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 教育長。

教育長（二宮 政人君） 学校版ISO14001についての取り組み状況について、お答えいたします。

世界的な課題となっております地球温暖化防止に向けまして、子供のころからの環境教育の推進が極めて重要であると認識をいたしております。学校版環境ISOについての取り組み状況でございますが、現在すべての小中学校から本年度取り組みました具体的な項目につきまして審査申し込みが出されておまして、1月末までに審査を実施いたすことにいたしております。各学校におきましては、6月の環境教育月間を中心に、年間を通じまして節水、節電、ごみ処理等を考え、できるところから取り組んでいただいております。

今後とも物を大切に使うこと、環境を守ること等を常日ごろから意識し、児童生徒みずからが実行していくことができるよう環境教育に積極的に取り組んでまいる所存でございます。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 二宮英俊君。

議員（11番 二宮 英俊君） それでは再質問をいたします。

最後の商工会の方の中小企業者の方について、まず最初に質問をしたいと思います。財政が厳しいので、今支援、中小企業に対する利子補給とかいうのもそのままの形である程度支援をしていこうというお話ですが、市長が答弁をいたしたようにですね、商店街というのは本当に地域の密着した、本当にコミュニティーの場であると思っておりますし、今みたいにいろんな犯罪がある中で、やはり地域の商店街というのがそういう防犯パトロールをしなくてもですね、常日ごろからそういう活動的なものができているんじゃないかなと思っております。

そういう意味で、空き店舗等がたくさんあるんですけども、やはり中小企業者がやはり方向転換をしていったりする場合にですね、やはり由布市独自の支援策というのがあればですね、やはり高齢者に優しい商店街づくりとか、店づくりとか、企業を興すということもできるんじゃないかなと思うんですけども、国自体が経営革新とか新分野進出というのを、やっぱり補助金ですか、

そういう制度を設けとるんですが、由布市はもうあくまで独自ではというのはちょっと財政上厳しいということなんでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） そういう状況について、あまり検討しておりませんが、利子補給とか、由布市としては先ほど申し上げましたように商品券のそれを発行するとかそういうことで中小企業者の小店舗ですかね、そういった点についての支援を考えておるわけでありまして、特別に予算をつけてというようなことは考えておりません。

議長（後藤 憲次君） 二宮英俊君。

議員（11番 二宮 英俊君） きのう県議会の知事の答弁では、大きな企業を誘致したいと。そのときには企業の助成を、助成金といいますか、その拡充をというふうな答弁がありました。現状として由布市ですか の、地域総合整備資金貸付要綱というのがありましてですね、大きな事業には、2,500万円以上の貸付をした場合に15年間無利子でいいですよと、15年間で返しなさいというふうな、大きな企業にはそういう優遇措置というのがあるんですけども、実際その小さな商店街、その日その日をやっと生活してるというところちょっと語弊ありますけれども、真剣に取り組んでいる中小企業には、もう財政が厳しいからもうそのままでもいいぞというような冷たい対応なのか。

実は市長も御案内のように、商工会が平成20年4月1日に3商工会が合併しようかという今協議をしておりますけども、やはり商工会の補助金も減らし、そしてそれぞれの小さな企業にもそういう手を差し伸べなくなりますとですね、生き延びていくのが大変厳しい状況と思います。やはり商工会がやっぱり合併すれば、やはり英知を結集してですね、新しい分野への再チャレンジといいますか、チャレンジできるような後押しを市がつくっていただきたいなと思うんです。よくいろいろな全国事例があります。村から全国に大きな企業として発している企業もあるし、そこには必ず行政側が何らかの支援をしてるんですね。だからそういう由布市独自の企業を育成をすとかいう考えはないんでしょうか。市長にお伺いします。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） これまでの各中心地であった商店街地がだんだん衰退の一途をたどっているというのはもう大型店舗の影響というのは強いわけでありましてけれども、その中でやっぱり意欲的にみずから改造してやり直そうと、そういう非常に強い意欲と、また計画性を持つてる方についてはですね、利子、条例等々、またいろんな形で支援をしてまいりたいというふうには考えております。

議長（後藤 憲次君） 二宮英俊君。

議員（11番 二宮 英俊君） これから団塊の世代が退職をしてですね、人が余ってくると思

います。そういう人もすごく技術も知識もものすごくあると思うんです。先ほど午前中の同僚の議員の質問の中では、農林業の方というふうな形もあったんですけども、先日テレビでやっておりましたけれども、熊本のある企業というか会社がですね、女性が今まで主婦であったんですけども、たまたま納豆菌を見てですね、これは環境に何かいいことできないかなということをやったり企業を興してですね、今は中国とかそういうところに輸出していくような大きな企業に育ってきているわけですね。だから、これからはやはり商工会が合併したときに、やっぱり国県とかいろいろな事業の支援策とか、新しい分野に挑戦をしたいというものを引き出すような環境づくりをですね、そしてその後押しを市自体で考えていただければと思うんですが、もう一度よろしく願いいたします。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） まさにそのとおりだと思いますし、本当に意欲があり、そしてまた計画性をしっかり持っている方については十分考慮していきたいと思っています。

議長（後藤 憲次君） 二宮英俊君。

議員（11番 二宮 英俊君） 次に、道路問題についてお伺いをいたしたいと思います。

道路改良については旧町の継続している分を優先的に工事してるんだということなんですけども、結局そういう、継続しているからそれをするのか、それとここの由布市の方針でありますむだ、無理、むらというものを再検証してそういう工事をしていくのか、ただ補助金がつくからもうしてしまうのか、その辺の方針をですね、お伺いをしたいんですが。

議長（後藤 憲次君） 建設課長。

建設課長（荻 孝良君） 建設課長です。今の御質問について、それぞれの合併前の継続事業がございまして、まだその事業が完了してなく、あるいは完了間際の方もございしますが、全線、全部の工事が完了しておりません。で、当初の目的どおり、すべての計画路線が完了させるべく努力をしていきたいというふうに思っております。そのほかの分については、逐次、維持改良費の予算をいただいておりますので、その中で対応していきたいというふうに思っております。

議長（後藤 憲次君） 二宮英俊君。

議員（11番 二宮 英俊君） 県の道路行政の指針といいますか、それによりますと選択と集中によるということと5年以内に供用が可能な事業を選択していると。それとですね、無理、むだとかいうことはどこで検証するのか、だから道路も今それぞれの町から引き継いだ道路工事があるんですけども、その道路工事でもむだな工事というのがあるのではなからうかと思うんです。箇所的に申し上げますと、今度南部バイパス線ですか、果たして経済効果とかそういうものがあるのかなと。過去に引き継いだからそれをするとかじゃなくて、本当に財政が厳しい中で費用対効果というのを本当に考えて工事を出すのか。それともう1点はですね、改良ができました。し

かし、何年か先とかそれが本当に投資をして本当によかったと言えるような判断基準といいますが、そういう後の検証というものはするのでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 建設課長。

建設課長（荻 孝良君） 今具体的に南部バイパス線という路線名が出されたわけですが、これは議員もご存じのように210号線の改良をしてくれというようなことの地元からの要望もございます。しかしながら、南部バイパス線については私どもとしては210号線の代替路線になるのではないかというふうに思っております。で、ある程度の調査をした段階です、当然市単独で対応できるような事業ではないというふうに思っております。その中である程度調査した段階で、こういう路線であれば国の方としてもバイパス道路として採択してもらえないかというようなお願いもできようと思います。で、まだ何も、調査も何もかけないまま、あれやってくれ、これやってくれということを経県に申請をしても、なかなか取り上げられないのが実情でございますので、そういうものを含めた上で検証しつつ前に進めていきたいというふうに思っております。

それから、現在の改良継続中の事業についてですが、今私が認識をしている分については、それぞれの地域の中で過疎地と申しますかね、そういうところの今まで手をつけられてなかった部分の路線が非常に多く残っております。そういうところについては当然高齢化が進んでおりまして、日常生活の中で車が欠かせない状況というような認識を持っておりますし、また当然そういう過疎地でありますので、運転される方も高齢者の方が多いと。そういう観点から安全な道路をつくり、早く開通させるということに主眼を置いて、各町ともそれぞれ取り組んできたと思っております。その精神を引き継ぎつつ完成させたいと、このように考えております。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 二宮英俊君。

議員（11番 二宮 英俊君） 由布市内には690路線があるらしいんですけども、これは市道としての先ほど基準を設けているということなんですが、クリアできている路線というのは何路線ぐらいあるんですか。何%ぐらい。完全にクリアをしているというのは。

議長（後藤 憲次君） 建設課長。

建設課長（荻 孝良君） 申しわけありませんが、その点については把握しておりません。というのは、690路線の路線については、すべてと言っていいほど合併前の旧町によって認定されたものをそのまま市道として引き継いでおりますので、そこまでは把握してございません。しかしながら、今後の路線認定についてはですね、先ほど市長が御説明申し上げましたように認定基準を告示しておりますので、それに沿った形で今後は認定していきたいというふうに思っております。

議長（後藤 憲次君） 二宮英俊君。

議員（11番 二宮 英俊君） 認定が、市道が690あるんですけども、改良する場合にそれぞれの町からの引き継ぎでという形で今継続事業を優先的にしているということなんですけども、継続事業でなくてもですね、やはり道路はやはり生活には必ず必要な道路ですから、その交通量等、調査等とかいうのは一度は調査したとかいうことはあるんですか。それともこれからですね、大きな莫大なお金をかけますので、やはりこれは1日何台ぐらい通ってるから、やはりここは最優先で工事はしたいとか、そういうふうな方針が考えておられるのでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 建設課長。

建設課長（荻 孝良君） 現時点ではそこまで考慮しておりません。で、極力それぞれの地域の方々からいろんな要望がございます。で、その要望された箇所については、ある程度の調査を行いつつ事業を執行してまいりたいというふうに思っております。

議長（後藤 憲次君） 二宮英俊君。

議員（11番 二宮 英俊君） やっぱり道路行政というのが、やっぱり市民と一番密着してますんで、請願とかお願いごとがたくさんあると思います。そういう中で補助事業に乗せる場合は、先ほど構造令というのがあって、幅員とか勾配とか半径とかあるんですけども、現実として3メートルぐらいの市道認定されて、市道ですよ、そういう場合に、ここだけちょっと部分的に改良すれば、そのこの地区の人、集落の人がかなり安全に通行できるかなというふうな場合にですね、由布市としてはそういうところの少し拡幅したりする場合にそういう基準をね、やっぱり4メートルでないとうちでもその部分でもしませんよというのか、いや部分的にも要望があって、いや、そこはすれば本当に確かにそういう危険が回避されるかなと思えば、そういう対応もできるわけですか。そのときに用地買収というのはしていくのでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 建設課長。

建設課長（荻 孝良君） 先ほど市長がお答え申し上げましたように、市単独事業については、実情に合わせた形で臨機応変的に対応してまいりたいというふうに思っております。

それから用地買収については、基本的に用地買収を行うという原則を持っております。

議長（後藤 憲次君） 二宮英俊君。

議員（11番 二宮 英俊君） 何年前ですかね、旧挾間町の産業建設委員が長野県の栄村という小さな村に視察に行ったんですけども、その村はですね、国の基準とかいうのはもう全て無視をしてですね、自分たちの道は自分たちが使いやすい道につくるんだということで、もうある基本に2メートルか3メートル道路があるんです、幅員があるんですけども、ところどころ離合所をつくったりしてですね、経費をものすごく削減をしていたと。話はちょっと余談になりますけども、市営住宅とか町営住宅とかそういうのを建てるにもですね、やはり国の補助金をもらう

といろいろと規制にかかるんで、自分ところの住んでる人のニーズに合うような建物を建てたら最終的には国の方も今度はそれに補助金をつけてくれたというふうな話もあるんです。だから、すべての道路が高速道路じゃないですから、やはり市民の本当に生活にマッチできるような道路行政の方にですね、もうちょっと方向転換というんですか、視点を変えていただいでですね、財政が厳しいからなかなかできないんじゃないかと、ちょっと方向を変えればこれはできるんだというのがあるんじゃないかなと思うんです。今それぞれの要望等であったりした場合に、原則として原材料の半分を今支給してるような状態ですけども、やはりやり方によってはですね、地区の人は協働精神、ボランティア精神でそういう部分も必要ですけども、むだを省くためにはそういう方向も少し考えてはいかがかと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 市道の中で工事の小さいものとか、今先ほど議員言われるような、ほんのちょっと修繕をすれば、改修すればいいというようなことについては、随時やらせていきたいと思っております。

議長（後藤 憲次君） 二宮英俊君。

議員（11番 二宮 英俊君） 道路工事、公共事業は本当にお金かかりますから、やはりそこら辺は検証を繰り返すようにしてですね、やはりつくってから、本当にむだのない投資をしていただきたいと思います。

次に、環境問題についてお伺いをいたしたいんですが、ISOはもう更新をしない、一定の目的を達したという答弁をいただいでいますが、ここ1年の定例会を見てもですね、小さな話ですけども、書類の、議案の差しかえで、いつも後から後から用紙のむだ遣い等が出てきてるんですが、もうそういうのも完全にクリアできてるから大丈夫だというふうな考えなんですか。やはりもうちょっと真剣にならないとですね、口ではそういう環境に対してやってるんだと言いながら実際は違った方向に行ってるんじゃないかなと思うんですけども、その辺市長、どう感想は、ひとつよろしくをお願いします。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） ISOを取得して本当にこの取得期間については職員挙げてそのISOの意義と、そしてまたどうあるべきかということについては職員挙げて研修をしてみいました。その中で昼休みの消灯だとか省エネ、それからいろんなことについて取り組みをしてみいました。その中で大体職員についても、そういう節減、あるいはいろんなそういうものについて、職員も十分理解できたというふうな考えもあります。

それと同時に、更新については莫大な職員のエネルギーがかかると。それから経費もかかるということで、それだけの経費に見合うだけのものがこれからの更新にあるかということ、私はそう

いう意義を感じない。今職員が学んだことをこれから実行していけばいいということであります。書類等につきましては、これはそういうふうを考えてるんですけど、ミスの発生した場合にはやむを得ないというふうを考えております。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 二宮英俊君。

議員（11番 二宮 英俊君） ISOを取得するときの初心に帰ってですね、また職員一丸となって、またそこを何て言うか、むだを省いていただきたいなと思っております。書類の訂正等はですね、口頭で言えば済むというのもかなりあると思うんで、余りにもその都度その都度コピーを渡す必要はないんじゃないかなと思いますので、その辺をまたぜひ、議会側もそうすけど検討したいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

学校版ISOということで、今20校ほとんどがそういうふうな取り組みをしてるということですが、市の方がですね、ISOはもう返還してる、ただ学校の方にはどんどんしなさいというのをちょっと抵抗があるんですけども、子供がそういう問題に取り組むと、やはり親も一緒になる。それで、じいちゃん、ばあちゃんも一緒になって取り組むということは、本当にいいんですよね。いろいろのイベントにしても何をしても、やはり子供さんが参加させるというのがですね。で、これからの先の環境については、特にそういう人が一番、小さな子供さん、学校の生徒さんたちが一番その環境をもろに受けてくるんで、ぜひその辺もですね、教育長なり教育委員会部局の方ですね、学校の方にいい面はいい面と言ってほめていただきたいし、これからもいろいろな面でまた頑張ってもらえるようにですね、御指導お願いしたんですが、教育長、一言お願いします。

議長（後藤 憲次君） 教育長。

教育長（二宮 政人君） 環境問題ですかね、環境に対する問題を一人一人自分の問題としてとらえて、そして物を大切にしていこうというこういった教育は、人を大切にする教育、こういういじめ等心の問題が指摘されておりますが、こういうものにつながるものと考えておりますので、これまで以上の取り組みを家庭、地域と連携しながら取り組みを指導してまいりたいと思っております。

議長（後藤 憲次君） 二宮英俊君。

議員（11番 二宮 英俊君） よろしく申し上げます。

それと排水路の污泥処理についてですね、聞きたいんですけども、今市が回収してるというふうな答弁があったんですけど実際回収してるんでしょうか。由布市内全域っていうんですか、申請があればほとんどしてるんでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 環境課長。

環境課長（麻生 哲雄君） 環境課長の麻生です。議員さんの質問に対しまして答弁させていただきます。

今してるというのは、旧湯布院地区ですね。湯布院地区が6月ごろ梅雨の前に自治委員会を通じまして、旧町地域で一斉にそういう排水路とかそういうもろもろの清掃をしております。あと挾間町内については、今のところ一斉というのは私の方は聞いておりませんが。

議長（後藤 憲次君） 二宮英俊君。

議員（11番 二宮 英俊君） 挾間地区もですね、やはりその中心街のところにはかなりそういうヘドロがたまっています。それはもう合併処理浄化槽というのが普及してない前の単独浄化槽ですから、雑排水の方がもうすごく汚れた水が流れているんですけども、それをですね、地区の人が、周辺が、その近くが土ならまだいいんですけど、アスファルトとかなるとですね、そのまま置いとけば雨が降ればまた元に戻るわけですね。だから、今湯布院地区では年1回収してくれるとしてるということになればですね、旧挾間地域の方も申請すればその堆積物は回収していただけるのでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 環境課長。

環境課長（麻生 哲雄君） あのですね、まず一つは、湯布院地区は今民間の業者が収集しております。で、挾間・庄内地域は環境衛生組合がしてるわけですね。それで一斉というときは、先ほど議員さんのあれもありましたように、汚泥等を上げたときにどこに持っていくのか。市有地でも持っていかれるところがあればいいですけど、例えば今の場合には最終的埋め立て、挾間庄内地区は大分市の鬼崎の方にしてますけど、この辺もそこ辺が受け入れてくれるとか、そういういろいろの問題があるかと思しますので、そこ辺は検討はさせていただきたいと思うんですが、今すぐできますよとか、できませんよとかいうのはなかなかそこ辺のいろいろの問題ありますので、できないということで御理解をお願いしたいんですが。

議長（後藤 憲次君） 二宮英俊君。

議員（11番 二宮 英俊君） 大分川をきれいにとか、こういうふうな基本理念、まちづくりの理念の中にですね、大分川の土砂堆積とかそういうものを掃除しようとか言うんですけども、その上流域にある水路がですね、排水路がそういうのがたまればですね、いくら下がきれいにしてもやはり同じじゃないかなと思います。湯布院はそういう形で堆積物を除去していただいているのは大変ありがたいんですけども、一番やっぱり迷惑かかってくるのは、挾間地域に住んでる まあ私なんか挾間地域なんですけど、最終的には水道の方にかかってくるんですね。汚い水を飲まされるって言ったらちょっと言葉悪いですけども。だから、同じ由布市ですから、みんなが本当に下の人に迷惑かけないようにみんなでやはり環境を見守るというのは必要じゃないかなと思うんですが、ぜひその収集のことは前向きに検討していただきたいんですが、いかがでしょ

うか。実際、それが廃棄物になるのか、産業廃棄物としてか、ただ土砂として扱っていいのか、その点も一緒をお願いしたいんですが。

議長（後藤 憲次君） 環境課長。

環境課長（麻生 哲雄君） 今の産業廃棄物か土砂かという問題ですけど、通常、そのところがどちらかというのも私も何とも言えないところがあるんですが。一応、土砂については埋め立てるなり、空き地か何かに持っていくしかしょうがないと思います。で、あと先ほど言ったように収集方法は、先ほどから議員さん言われてますけど、多分挟間地区とするのであれば、当然環境衛生組合ができるのかどうかというような問題、いろいろ出てくると思いますので、その辺で協議検討させていただきたいと思いますが。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 今課長が答えているのはどぶさらいですかね、それは住民の皆さんでやっていただくと。そして出たその廃棄物についてはやるということですから。そういうことですね、課長。確認をしてください。

議長（後藤 憲次君） 二宮英俊君。

議員（11番 二宮 英俊君） そうしたら挟間地区は、それ上げても取り来てくれるということでもいいんですか。（「今、それを今……」と呼ぶ者あり）それはまた環境衛生組合と話をするという、前向きにあれですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（後藤 憲次君） どうぞ。

環境課長（麻生 哲雄君） そこ辺です、できるかどうかという問題もありますので、協議検討させていただきたいということです。

議長（後藤 憲次君） 二宮英俊君。

議員（11番 二宮 英俊君） ぜひ前向きに検討をお願いします。

それと、今度庭先等でときどきやっぱり燃やしてますよね、ごみを。そういう対応というのはできないんですかね。それはもう産業廃棄物を燃やせばすぐ法的に引っかかりますけども、個人が一般家庭として燃やしている場面というのは皆さん見かけてると思うんですけども、その場合、本当に草ならまだしも黒い黒煙上がる場合が多いんですけども、ときどき指導してるという話も聞いたんですが、法的にそれを規制するということとはできないんでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 環境課長。

環境課長（麻生 哲雄君） 議員さんの御質問についてお答えします。

先ほど最初的时候も、法的にとか条例にとかというような問いかけがあったと思うんですが、一応廃棄物の処理及び清掃に関する法律というのがございまして、その16条の2に「何人も次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない」というような条文が入ってござ

います。それでこれにつきましてはまたいろいろ雑則で書いてるんですが、例えばちょっと読み上げますと、「農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却」とか、「たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって、軽微なもの」とか、いろいろございます。で、その辺は議員さんも言われましたように、国の方で法で規制しておりますので、その辺周知等がなかなか行き渡ってない点もあろうかと思っておりますので、また市報とか、それから両方が正しいごみの出し方というのをいつも出してますけど、この辺で湯布院地区の分は載ってるんですが、その辺環境衛生組合も含めてですね、載せて、またその辺の周知も努めたいと思っております。

議長（後藤 憲次君） 二宮英俊君。

議員（11番 二宮 英俊君） 湯布院地域でいいのがあればですね、由布市全体に広げていただきたいなと思っております。もうなんかいいことはみんな湯布院のような感じも受けますんで、由布市全体に広げるようにしていただきたいと思っております。

それでね、監視委員さんは、前回同僚議員も質問したと思うんですけども、まだ設置されてないというか、認定されてないようなんですけども、私の個人的なといいますか、自分はこう思うんですけども、環境監視員は25名以内というふうになってるんですけども、これをね、やっぱり市の職員全員とか議員全員とか、もういろいろな各種団体さんにみんな委嘱させればですね、「ああ、そうか、環境ってこういうものか」というのが皆さん、意識改革できるんじゃないかなと思うんです。ただ25名とか数を打ち切るんじゃないで、そういう人が見たら通報とかじゃなくてですね、それぞれの人が監視員となればですね、毎日そういう面に注意を払えば自然と環境がよくなるんじゃないかなと思うんですが、そういう点はいかがでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 環境課長。

環境課長（麻生 哲雄君） ちょっと今の議員さんの内容でございますが、環境問題ですね、解決するには今議員さん言われましたように、皆さん方の意識づけというのが一番大切だと思いますので。全員したらどうかということですが、今はなかなか即答は何とも言えませんけど、環境監視員のあり方も今検討しておりますので、そこ辺を含めて、また検討していきたいと思えます。ただ人数が多くなりますから全員に委嘱するのがいいかどうかというのは、ちょっと何とも今ここでは言えませんけど、委員さんの御意見としてお聞きしておきたいと思えますが。

議長（後藤 憲次君） 二宮英俊君。

議員（11番 二宮 英俊君） 市長の考えを聞きたいんですけども、実際委嘱されればですね、皆さんやっぱり考え変わると思うんですよ。「ああ、私は環境監視員か」、あしたからそういうものに目を向けようとするんじゃないかなと思うんです。それが環境に対する第一歩をね、出るということで非常にいいんじゃないかなと思うんですが、市長、いかがでしょう。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） もうそういうことで本当にそういういろんな方々が監視員になっていただくとありがたい。ただ一番主として困ることは一つあるんです。例えば監視員の皆さんが、そこに廃棄物があるぞとどンドン教えていただく。しかし、その手が回らないと、そういう点の一つ心配ですけれども、地域において、そういう啓発とか、あるいは監視ということではなくて啓発とか、そういうことを中心に据えて頑張っていただいてということで、もう大変いいことだと思います。で、職員も、それから議員の皆さん方にも本当そういうことはお願いしたいと考えております。

議長（後藤 憲次君） 二宮英俊君。

議員（11番 二宮 英俊君） 皆さんが監視員に委嘱されればですね、自治区なんかでも話が出てきたりすると思うんです。だから通報やなくて、皆さんが捨てないというふうになってくるんじゃないかなと思うんで、ぜひその辺も、お金はかからないと思います。もうボランティア精神で皆さん委嘱しましょうというふうな形ですね、やっぱりそれこそ融和・協働・発展の第一歩じゃなかるうかなと思っておりますのでぜひお願いします。

あんまり時間ありませんので、実際のこの言葉で「まちづくり」という言葉をいつも使うんですけれども、私自身はこの「まちづくり」というのは由布市の場合は住んでる人も訪れる人もということなんですが、本来住んでる人が、本当にいいまちでなかったら訪れる人もよくないと思うんですよ。だからそのまちづくりについてですね、どういうふうにするか、スタンスのウエイトの置き方が大分違うと思うんです。だから、ぜひまちづくりは外の人のためにするんじゃなくて住んでる人のためにするんだということを再認識していただきたいと思っております。命の循環を大切にすまちということで、経済の循環、自治の循環、暮らしの循環、環境自然の循環という言葉は非常にいいんです。だから、これを少しでも実践できるようにですね、これからも部外者じゃなくて市民に優しいまちづくりをこれからもしていただきたいと思っております。それをお願いをしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（後藤 憲次君） 以上で、11番、二宮英俊君の一般質問を終わります。

議長（後藤 憲次君） ここで暫時休憩します。再開は14時10分から再開します。

午後1時56分休憩

午後2時11分再開

議長（後藤 憲次君） 再開いたします。

次に5番、佐藤郁夫君の質問を許します。

議員（５番 佐藤 郁夫君） ５番、佐藤郁夫でございます。大変お疲れさまでございます。通告順に従いまして議長の許可を得ましたので、大きく３点につきまして質問をさせていただきます。答弁者は市長、担当部課長にお願いしたいと思います。

まず１点目の、職員復職サポート検討委員会制度の制定についてでございます。

去る１１月２日の合同新聞に、大分市の「職員復職サポート検討委員会」を設置したことが載っていました。奈良市職員の病欠問題が報道されて以降、関連する問題が相次ぐ中、大変早い対応と課題解決に当たる姿勢は高く評価するものであると感心をしました。

また１１月１日の同新聞の「東西南北」にＩＴ企業の同じ部署でパソコンに向かう職員の半数以上が「うつ病」の経験者か、現在進行形で、ときどき休む一方、心療内科に通い、薬を飲みながら仕事をしているということも載っていました。このことは、いろんな講演会などで、パソコンの利用度が高くなるほどに精神的な病気が多くなってくると言われております。由布市においても年々電算業務の割合が高くなっていると思いますが、このような病気が心配になります。それらに対する具体的な対策を考えているのかお聞きをします。

また職場において、電算任せの仕事でそのシステムが理解できていない職員が多くなっていることも予想されるところでございます。職員が少なくなると日々の仕事に追われ、電算任せの仕事になります。市の職員の中にも特に高齢者の職員は、やはり電算がうまく使えないというような悩んでいるという声も聞きます。パソコンを巧みに使うことが優秀な職員とは限らないと思っております。市民の声に真剣に耳を傾け、市民に身近な行政執行を行う職員こそ、今求められている職員であると思っております。

そこで、由布市においても長期病欠者が現在何名いるのかお尋ねいたします。また、大分市のような「職員復職サポート検討委員会」的な制度を設置する必要があると考えますが、その考えはないのかお尋ねをいたします。

次に、２点目であります。地域ケア整備構想の策定についてであります。今年６月に医療制度改革関連法が成立をし、高齢者を中心にした患者負担の増加、新しい保険制度の創設や療養病床の削減などがスタートしましたけども、これは国の財政支出を抑制する発想から出発をしているところと思っております。診療報酬が大幅に引き下げられるため、病院の経営を圧迫し、患者が退院を迫られる事態も懸念されます。療養病床の患者は慢性病などの高齢者が多く、介護施設などの受け皿や在宅療養が困難なものへの対応が必要となります。市として必要な療養病床を確保し、市、関係機関、市民との協働による地域保健、医療、介護、福祉サービスのネットワークづくりのための「地域ケア整備構想」等を策定する考えはあるのかお尋ねをします。

次に、３点目でございます。由布市庄内老人福祉センターの施設の跡利用についてであります。

この施設は昭和56年、庄内柿原1番地に社会福祉施設等施設整備費国庫補助金で庄内老人福祉センターを建設しました。この施設を旧庄内社会福祉協議会が旧庄内町より管理運営を受託し、地域福祉活動全般にわたって行ってきました。特に、平成12年4月、介護保険がスタートしたとき、介護予防を始めとした高齢者福祉事業にも積極的にかかわってきたと聞いております。この施設は大分川と阿蘇野川の合流点に位置して、環境的には自然に恵まれております。しかしながら、自家用車かタクシー利用か徒歩に限られ、高齢者、交通弱者にとっては位置的に著しく不便であります。このため旧庄内町では平成7年より庄内町再開発の一環で、庄内原地区に温泉施設や生きがい創作工芸館を整備してきました。今後の福祉施策のあり方を検討する中で、利用者の利便性の向上と福祉の拠点整備を目的に、平成17年に庄内原地区にほのぼのプラザを建設しました。平成18年、由布市社会福祉協議会が指定管理者に指定を受けて、ほのぼのプラザに移転をしたところであります。

しかしながら、条例上は残っている庄内老人福祉センターは、今後の管理運営をですね、どのようにしていくのか、以下の5点について、お尋ねをいたします。

まず1点目でございますが、直営か指定管理者制度を利用するのか、また指定管理者制度を利用する場合、どのような団体を考えているのか。

2、利用廃止となれば、国庫補助金の変換等が考えられるがどうなっているのか。

3、老人福祉センター機能のままで指定管理者に委託すれば、施設の性格から収益を生む施設でないため、管理経費がなければ受託する団体はないのでは。

4、ほのぼのプラザは総合福祉センターとして整備しているので、老人福祉センター機能を移行すべきと考えるが。

5、指定管理者に委託する場合、隣接の城ヶ原オートキャンプ場と一体となった管理運営を地理的にもする必要があると考えるが。

以上、大きく3点の質問であります。ぜひとも前向きな明確な答弁をお願いしたいと思いますし、答弁によれば再質問もこの席にてさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 5番、佐藤郁夫議員の御質問にお答えをいたします。

まず職員復職サポート検討委員会制度の制定についての御質問でございます。全国的組織でございます地方公務員安全衛生推進協会が、「地方公務員健康状況等調査」を毎年行っておりますけれども、平成16年度の調査によりますと、長期病休者のうち精神及び行動の障害が約40%を占めるといった報告がなされております。議員御指摘のように、日常の電算業務や社会的なストレスの要因によりまして、由布市におきましてもこの傾向が見られ、現在長期の病気休暇中の職

員が数名おります。精神障害につきましても、早い時期にその兆候を見つけ、本人はもちろん家族、職場全体で支えていけば、その回復は早いと言われております。

由布市としましても、「由布市労働安全衛生委員会」を立ち上げまして、保健師や産業医、精神科医の先生をお願いし、職員の安全・健康の確保はもちろん、快適な職場環境の形成などに取り組んでいるところでございます。

また市町村共済が主催するメンタルヘルス講習会に全員の管理職を参加させ、所属長として職員の健康管理や精神的なケアについての職場管理に力を入れてまいりました。議員から提案いただきました職員復職サポート検討委員会制度の制定につきましては、現在、大分市が導入をし、成果を上げていると聞いております。そこで由布市におきましても研究をしてまいりたいと考えております。

次に、地域ケア整備構想の策定についてでございますが、本構想につきましては、大分県が策定する事業になっております。策定に当たりましては、市町村との調整を図ることになっていきますので、県と十分な協議を重ねてまいりたいと思います。策定期間につきましては、現在、国が19年春に地域ケア整備指針決定のための準備作業をしているところでございます。その後県が指針をもとに策定作業に入り、平成19年夏から秋までに策定するスケジュールになっております。そして、この構想をもとに県が医療計画、医療費適正化計画、介護保険事業支援計画に反映させていくことになっておりますので、これにつきましても県との調整を図っていかねばならないと考えております。

また国の医療制度改革によりまして、平成24年から医療保険適用病床は25万床から15万床へ、10万床の減となりました。そのかわり、介護保険適用病床を13万床から23万床と10万床の増床となっておりますが、地域によっては老健施設やケアハウス等に入所できなくて、在宅療養を余儀なくされた方々が出る可能性が予想されます。在宅ケア対策においては、現在ある施設の特養、老健、グループホーム、社協、包括支援センター、行政、地域住民等を含めた策定委員会をつくり、市民の意見を反映した地域ケア構想を作成しなければならないと考えております。

次に、由布市庄内老人福祉センター施設の利用についてお答えをいたします。

当施設は社会福祉協議会に管理委託し、議員御質問のような運営を行ってきたところでございますけれども、現在は社会福祉協議会がほのぼのプラザに移転し、休止状態となっております。旧庄内町時代、老人福祉センター機能をほのぼのプラザに移し、町民憩いの家として活用する計画があり、ほのぼのプラザ建設計画を推進してきたところであります。この施設は議員御指摘のとおり、国の補助金を受け、建設したものでございまして、機能変更については、これまで県と協議をしてまいりましたが、老人憩いの家であれば変更してもよいとの内諾を受けていたところ

でございますが、その手続の中で老人憩いの家であっても国庫補助金の返還が必要だということ  
が判明いたしましたし、またこの施設の有効活用ということで地域の声もありまして、老人福祉  
センターとして残したいと考えております。条例どおり由布市庄内老人福祉センターとして活用  
してまいりたいと思います。

それでは、順次質問にお答えをいたします。

1、直営か指定管理者制度を利用するのでございますが、指定管理者制度を活用したいと考  
えております。このような類似の施設につきましては、全国的に見ますと、社協もしくはNPO  
が主なものとなっておりますので、NPOを考えております。

2番目に、利用廃止となれば国庫補助金の返還が考えられるがどうなってるかということでご  
ざいますが、当施設は自然環境にも恵まれ、市民に慣れ親しんだ施設として利用されているほか、  
庄内地域の中心的な位置にありまして、保育園児から中学校の遠足場として利用されているなど、  
世代間交流や都市間交流等多機能に使用できる施設でございます、廃止、国庫補助金の返還は  
考えておりません。

3番目に、老人福祉センター機能のままで指定管理者に委託すれば、施設の性格から収益を生  
む施設でないため受託する団体がないのではないかとということでございますが、老人福祉セン  
ターは市が行うべき業務でありますから、運営形態によりましては運営費の支出は検討しなけれ  
ばならないと思います。

4番目、ほのぼのプラザに老人福祉センター機能を移行すべきではとの御質問でございますが、  
当然そのように考えてきたところでございますが、前にも述べたとおり機能変更ができなかった  
ことにより御理解のほどを願いたいと思います。

5番目に、隣接の城ヶ原オートキャンプ場と一体となった管理運営を行う必要があるのではな  
いかとのことですが、議員御指摘のような考えも必要であるというふうに考えております。

以上であります。

議長（後藤 憲次君） 佐藤郁夫君。

議員（5番 佐藤 郁夫君） 大変ですね、職員 1点目から順次再質問いたしますけれども、  
1点だけちょっと確認したいんでありますが、今電算業務が行っている中で、それらに対する具  
体的な対策を私は考えているのかというところの若干回答がなかったように私は考えていますが、  
そこはどうなりますか。市長でも担当者でもいいです。

議長（後藤 憲次君） 総務課長。

総務課長（秋吉 洋一君） 総務課長でございます。佐藤議員さんの御質問にありました電算関  
係でございます。電算を扱うことによって非常に精神的に追い込まれ、病気になる職員が多いと  
いう中で、それらに対する具体的な対策を考えているのかという御質問でございます。

このことについてでございますけども、今現在は情報化時代というふうなことで、もう電算機器を十分に使いこなさないと仕事もできないような時代になってきております。そういう中で今単純に、ワープロとかエクセルとか、例えばいろんな検索とか、そういうことだけじゃなくて、例えば職場においては税務とか保険とか、例えば総務課の人事担当もそうでございますけども、ソフト事業、いろんなややこしいソフト事業がたくさん出ておりました。それを十分に使いこなさないとその仕事もできないという部分があります。

で、議員御質問にもありましたように、若い職員は小さいころからそういう機器関係に、小さいころからなじんできておりますんで、特に若い職員見る限り問題ないかなと思いますけども、やっぱり一定の中高年以上の職員がですね、やっぱりかなり人数が占めてございます。その中にどうしてもやっぱり機械器具に対してのアレルギー、それはキーボードを触るだけでも苦手であるという職員も中にはやっぱり何人かはいるのが実態でございます。

そういうことで、随時必要に応じて講習会、勉強会、そういうこともやっていますし、総合政策課の中に電算担当の職員を2名張りつけまして、適宜そういう取り扱いについての指導を行うと、そういうことの手取り扱いは今行っているところでございます。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 佐藤郁夫君。

議員（5番 佐藤 郁夫君） いろんな年齢差はあるにせよ、特に若い人でもパソコンを使ってですね、やはりすると、目が、やはり1時間すれば15分とかですね、いろんなマニュアルがあると思います。特に、今分庁方式でありますから庁内LANを回して、それぞれ皆さん仕事されてますからですね、そういうのはやはりそこで管轄する、職員を管轄する課として、私はきちっとしたやはり情報を流して、機械そのものがですね、今パソコンそのものがもう目を休めなさいよと、そういう指示も出します。したがって、そういうことならばいいんですけども、仕事に忙殺されれば、それぞれやはり皆さん健康を害すると、そういうこともありますからですね、ぜひともそういうことの具体的やはり取り組みをしていってほしいと、そういうふうに思っています。それは要望しておきます。

ただ今ですね、本当に現代社会はストレス社会と言われて久しいわけでありまして。特にその傾向がますます強くなって心の病気というのがふえているように思っています。かつては中高年以降に多かった、先ほど申し上げましたように「うつ病」等も、最近では30歳代、また中学生という、子供たちにもやはり目立ってきているという状況もあります。確かにこれはいろんなこういう社会でありますからしょうがない要素もあるとは思いますが、私はこれはきちっとですね、治療して、じっくりこういうことに、病気等に向き合えば、一人で悩まず、やはりだれかに相談すると、そういうこともある心療内科の先生もおっしゃってましたがですね。

したがって、やはりサポート体制が大事だと思ってます。そういう病気の職員がいた場合にスムーズに職場復帰ができると、させるのが私は課題と思ってますから、そういう意味で職員復職サポート制度等を早くつくったらと思ってますし、特に今先ほど労働安全衛生委員会があると言いましたけれども、実質どなたがそういう委員長でどういうことをされているかわかりませんが、余り開催はされてないんじゃないかならうかと思っています。

したがって、そういう病気で休んで、これはもうどうしようもない状況の中で病院に入って復帰する場合、私は直接、なかなかその病気が、それは産業医とか主治医とかおると思いますが、現実的にはなかなか仕事をする中で本人も気がはやって帰りにくい、早く帰りたいと、しかし病気が完全によくなってない、そういう場合も私はあると思うんですね。

したがって、すぐに仕事につかせるんじゃないなくても、何とか大分市もやっていますけれども、試し制度、リハビリテーション勤務制度という状況もですね、やはり考えていった方が私はいいんじゃないかならうかと、そういう点は担当部課長、どうですか。考えていますか。

議長（後藤 憲次君） 部長。

総務部長（二ノ宮健治君） 総務部長でございます。この職員のことにつきましては、まず初めにそういう症状が出ないようにするのが一番だというように考えています。そして出た場合にどういうケアをしていくのか、どういようにうまく職場に復帰をさせていくかという2つの今考え方でやっています。

先ほど御指摘にもありました労働安全衛生委員会については、統括の安全衛生管理責任者というものがございます。それは助役が労働安全衛生委員会の会長を務めながら、各部長 所属長といいますが、それから精神科医であります産業医という方をお願いをして 今増井先生です。そういう方をお願いをして、専門的な立場で結構活動してるというように思っています。

これは先ほど市長がお答えいたしましたように、各所属長がいかに早く職員の異常といいますが、そういうものを気づいて、それに対応していくかということが一番でございます。そのために各所属長につきましてはメンタルヘルスの講習会があります。そういう中で実際に自分の職場でそういう兆候があらわれたときにどうやっていくのかということができるような態勢はとっています。そういうことでできる限りそういう状況が起こらないようにということがまず一番でございます。

それと実際に起こった場合ということですが、現在数名の方がいらっしゃいます。法としましては、初めの6カ月間、180日は病休という扱いをいたします。で、大分市の規則を読みますと、その180日を過ぎた後に復職するときはどうするかというようなことが主になってきます。由布市の場合には、その病気になった場合にまず所属長が話をしますし、自宅療養か入院をするかというようなことの中で、もし自宅療養であれば保健師の方が一月に1回ぐらい自宅を

訪ねながら所属長もそういう話をしながらできるだけ職場復帰ができるようにしてます。

で、実際に職場復帰をする段階で大体いつごろから出ますという相談があるんですが、その段階ではまず一番に本人の希望を聞いて、原則としては、何て言いますか、自分が今所属してるところに復帰するのが本当なんですけど、やはり病気の関係でなかなかそこに復帰できないという方もいらっしゃいますので、まず本人の希望を聞きながら、できる限りそういう希望を生かしながら職場復帰できるような今体制をとってます。そういうことでございます。

議長（後藤 憲次君） 佐藤郁夫君。

議員（5番 佐藤 郁夫君） 市長、先ほど答弁でこういう制度は研究をすると。非常にですね、先送りのような感じがします。現実的に私、今数名おるということになればですね、当然こういう方たちがそういう復帰がしたいわけで、喫緊の課題と思ってますからですね、ぜひとも研究じゃなくて、これはやろうと思えば私はすぐ担当を含めて、そういう労働安全衛生委員会も含めてね、その制度は私、できると思うんですよ。だから研究とかじゃなくても現実にそういう数名対象者がおるとなれば、そういう悠長なことは私は言ってられないと思いますから、市長、そこら辺はどうですか、ちょっと再度答弁ください。

議長（後藤 憲次君） 総務部長。

総務部長（二ノ宮健治君） 総務部長です。先ほど市長がお答えをいたしました大分市の職員復職サポート検討委員会という制度について研究をしてですね、それは由布市としてどうするか、そういう検討委員会までつくるかどうかということが研究をしたいということでございます。これは先ほど言いましたように、今由布市といたしましては、労安の中で 労働安全衛生委員会の中で、これとほとんど同じようなサポート体制ができてるんじゃないかというように思ってます。なぜ研究かと言いますと、実際に議員も内容は知られていると思うんですけど、相当の大きなボリュームがあります。それで現在14市の中で大分市だけしか、私もいろいろな会議に出たんですけど、ここまで徹底したものができるとかどうということでも各市とも今研究段階にあります。そういうことで、先ほど市長が答えたのはそういうことで、先ほど言いましたように労安の中で同じような取り組みをしてますので、当面その労安をもう少し膨らませながらこれに近いものにしていきたいというように思ってます。

議長（後藤 憲次君） 佐藤郁夫君。

議員（5番 佐藤 郁夫君） それは本当にですね、重要なことで、その中にもいろんな最終的には分限条例、分限のですね、やっぱり処分の部分も恐らく私は入ってくるなと思いますし、家族含めてやはりそういう生活問題が出てきますから、十分そういうところは配慮していただきまして、研究を重ねて、すぐにやはり実行できるような体制もつくっていただきたいと思います。

ただ1点、ちょっと提案なり市長も知ってると思いますけれども、過去旧庄内町時代は、職員

によるワークショップを全体的に年1回か2回、必ずいろんな問題について討議をして、それぞれ七、八名ないし十名ぐらいでいろんな問題について討議をする、そういうことが私はそれぞれのいろんなことを、仕事のことやら生活、悩みのことも今まで成果を私は上げてきたと、そういうように思ってますから、市長にお伺いしますけれども、そういう自発的にやはりそれぞれで許す限り、時間の問題もありますけれども、そういうところは私はやっぱりいいことは伸ばしていくためにも職場ワークショップというのはする考えがないのかお聞きしたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） ワークショップで自分の考えを述べるということは、お互いにやっぱり人間関係が非常にスムーズに行くということでもあります。そういう精神的な予防も含めてですね、これは大事なことだと思いますので、この点についてはこれから推進してまいりたいと。

議長（後藤 憲次君） 佐藤郁夫君。

議員（5番 佐藤 郁夫君） ぜひともですね、市民に融和、言う前に私はやはり職員の融和、そして明るい職場、楽しい環境のやはりそういう職場づくりが市民サービスにつながると、そういうふうに思ってますので、どうぞその点も考慮に入れてですね、日々の取り組みをしてほしいと思います。

続いて、2点目の地域ケア整備構想策定でございます。これは確かにですね、国も今予算要求、概算要求段階で571億円、私もちょっと資料を見ましたけれども整備のためにやると。特に都道府県の策定ということで今要求をしております。確かに県、都道府県の部分が行って、市がその後にするということになるんでありますけれども、私はね、これはちょっといろんな問題含めて違うと思っています。今地方分権、いろんなことを言われてですね、やはりそれぞれ当該市長が、市がするべきことというのもあると思いますから、ぜひともこれはですね、2011年に今言う療養病床を全廃するという国の方針でありますから、段階的に先ほど市長言われましたように介護の方を病床を厚くすると言いながら、現実的にはそれぞれ当該市とすれば、そういう受け皿というのが私はあるのか心配になります。現実的にはどのぐらいのそういう患者さんがいるのか、担当課長でも結構ですから、わかっている段階でちょっと報告をしていただきたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 健康福祉増進課長。

健康増進課長兼健康温泉館長（大久保富隆君） 健康増進課長です。5番議員にお答えをいたします。

こういった方々で、いわゆる医療の病床が減って、介護適応事業所の病床数がふえるということでございますので、今現在、医療機関としての入院してる患者、そういう人たちがどのぐらいいるのかというのは今現在、こちらではつかむことができません。

ですから、その中で県が 最初から国の考え方と県の考え方、それと市の対応という形でちょっと説明を申し上げたいと思います。よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）国の考え方といたしましては、学識経験者からなる研究班を設置をいたします。そして介護施設、特に療養病床の整備水準や高齢者の状況、将来的なニーズ等を踏まえ、全国に数箇所、老人保健福祉圏域単位を対象に、都道府県と共同で地域ケアの体制のモデルを策定をいたしまして、そのモデル事業をもとに県が地域ケア整備構想というのをつくるようになっております。これはまだ正式に決まっておりません。仮称でございます。その中で地域ケア体制の整備の方針ということで、療養病床の再編成を踏まえた県における地域ケア体制の基本的な考え方をここで計画をいたします。

次に、地域のサービス、ニーズについてということで療養病床の再編成するとともに、将来的な高齢化の進展や独居世帯の増加等を踏まえたサービスのニーズをまたここで調べをいたします。それで各サービスの利用見込みについて、将来のサービスニーズに対応した各サービスの利用見込みを調査をいたしまして、病床、いわゆる療養病床の転換についてということで、ここをまずスムーズに行う、これが今回の医療改正の最大のポイントではなかろうかと、これを県が計画を作成する中で、市と、市の中にどういった整備が整備施設、施設が今現在あるのか、整備ができるのか、そういったことを県との調整をいたしまして、市といたしましてはいわゆる市が独自でできること、それと県、市がしなければならないこと、これは法令上の問題もあるし、予算の問題も、これもそのときに計画を協議しなければならない。そしてこれも根底にあるのは、第4次介護保険事業計画、これに結びつけていくためのケアプランだと再度認識しております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 佐藤郁夫君。

議員（5番 佐藤 郁夫君） あのですね、これ端的に申せば、国の財政支出を抑えると。したがって、当該市はですね、やはり自分たちで汗をかけということなんでしょうけれども、なかなか現実的には財源がない。そういう中で、いかにして今後そういう在宅療養をですね、やはりそういう人たちをなくしていくか、なかなかなくなる状況であろうかと思っております。そういう方針を見ながらという気持ちもわかりますけれども、現実的にそういう人たちが恐らく私は出ると思っております。今も社会的であずけられてる方、共働きの中で自分方で自宅で見れないと、そういう方達が多いわけで、病院等にあずけられてると、そういう方達がやはり経営だけの問題でね、やはり切り捨てられていくということが心配でありますから、ぜひとも今の現状を、やっぱり調査をですね、調査研究を早くして対応をしていかないと、2011年と言いましてもすぐ来るとい状況にあると思っておりますので、この点は、今それぞれ改革され、法が改正されて大変と思えますけれども、十分調査研究を見定めまして、そういう方たちが出ないような具体的な対策をお願い

いをしておきたいと思います。

次に、3点目の由布市の庄内老人福祉センターの施設の跡利用の件で再質問をさせていただきます。

私もですね、老人福祉センターは当然その機能として市が管理運営をしていくというのは筋だと思ってますし、またしなければならぬものだと思っているところでございます。

しかしながら、庄内原地区にほのぼのプラザを建設して、総合的なケアをしていこうことでもありますから、いたし方ないにしても、現実的にも、施設があって、条例上も残っているとすれば、やっぱり市民とすれば、あの施設せつかくあるのにどうするのかという問い合わせも多いわけで、まあ、またあそこが高齢者にとりましては、ゲートボール場とかあって、非常に環境もいいし、今まで、旧庄内町時代も十分利活用もされたと思ってますので、有効なやはり市の財産を使っていくべきだと思っています。

そこで、一つ疑問があります。もう合併して1年以上、また、社協に託されてもう、かなり、10カ月ぐらいですか、経つ中で、いまだにそういう方針が出されてなかった。そういうことは、やはり、どこの課で、今までどういうことを検討されてきたのか、まずそこをお答えください。

議長（後藤 憲次君） 振興局長。

庄内振興局長（大久保眞一君） 庄内の振興局長です。議員御指摘のように、これまで休止という状態になっているということであろうかと思うんですが、その後の活用について、私どももいたしましても、この施設を有効にやはり利用するということで考えておりましたが、老人福祉センターは、ほのぼのプラザにその機能を持たしておりますので、これを機能変更したいという形で、これまで県と協議をしてまいりました。

ところが、これまで、まあ、老人憩いの家であればいいのではないかというような、先ほど、市長の答弁のとおり、そういう答えを県からもらってあったんですが、いざ機能変更の手続をしようということになりましたら、それでもやはり国庫補助金の返還が必要だという、そういう県との協議にやはり時間を要したということで、休止状態というふうになったと、いうふうに、大変長い間休止というのが、そういう現状であるということをお理解をいただきたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 佐藤郁夫君。

議員（5番 佐藤 郁夫君） それでは、お聞きしますが、福祉センター、老人福祉センター機能を残していくということになれば、そして、先ほどの答弁では、指定管理者制度を使っていくと、利用していくということになれば、今後、指定管理を可能にする条例等はいつごろ出されるのでありますか。

議長（後藤 憲次君） どうぞ、福祉対策……

福祉対策課長（立川 照夫君） 福祉対策課、立川でございます。この指定管理の条項は、9月

の議会に上程をして入れております。もう既に指定管理の条例を、できるということで、もうやっておりますけども。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 佐藤郁夫君。

議員（5番 佐藤 郁夫君） そうですか、それは。本当ですかね。いや、それ、いやいや、それはあれじゃないですか。本当に正確にしてくださいよ。

議長（後藤 憲次君） 庄内振興局長。

庄内振興局長（大久保眞一君） 老人福祉センターを指定管理にできる条項については、先ほど課長が申し上げたように、9月で、もう既に済んでいるということでございまして、指定管理の指定の議決は3月に予定をしております。

議長（後藤 憲次君） 佐藤郁夫君。

議員（5番 佐藤 郁夫君） 私の言い方が少し悪かったんでありますけど、管理を可能にして、今度、する分は3月ということで、それならば、そういう準備が進められていると思っています。

非常に、旧庄内町時代も、唯一市長の答弁もありましたように、男池と並んで市民の憩い、また、他町村からも人が集まるところとして、もし有料化するならば使用料等も取れる地域であると思っていますから、多くの旧庄内町民もいろんな注目もしております。十分、特に高齢者を中心に、ああいう素晴らしい環境で、温泉も出るわけでありまして、十分、市として今後利用させるにしても、どのような事業をあるいはするのか、そういうことが言われておりますから、具体的に、もしどういう事業ができるのか、まあ、それは受ける団体のこともあるかと思えますけれども、市としてはどういうことを考えているのか、お答えを願いたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 庄内振興局長。

庄内振興局長（大久保眞一君） 現在のところ、やはり条例上では老人福祉センターというふうになっておりますので、今後また、その名称の変更というのについても検討してまいりたいというふうに思っておりますが、その老人福祉センターで指定管理に出すということになれば、やはり老人福祉センター機能を持たせた利活用という形になるかというように思っております。

具体的には、高齢者の生きがい対策として、まあ、あそこは、議員も御指摘のように、キャンプ場と地域的に一体でありますので、そういうものを利用して世代間の交流だとか、あるいは都市間の交流、そういうものが考えられるというふうに思っております。

また、そのほか、高齢者の生活支援と、まあ、シルバー人材センター的な事業も考えられるということで、現在検討いたしております。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 佐藤郁夫君。

議員（５番 佐藤 郁夫君） わかりました。一つの提案でありますけれども、あそこは水辺もありますし、農地もあります。そして、前の、一部でありましたけれども、農地をお借りして都市との交流をする中で、農作物をしながら、また、特にサツマイモなんか植えて、都市の方に来ていただくために、公民館を中心に、活動を中心に、一人オーナー制度、穀物ですね、そういうこともされたように、都市と農村部との交流という中でやられていますが、そのことは、今後、地主との、皆さんとの協議もあるかと思いますが、やられる構想はあるのか、聞かせてください。

議長（後藤 憲次君） 庄内振興局長。

庄内振興局長（大久保眞一君） 大変、そういったことも頭に入れて今後の活用を検討していきたいというふうに思っております。

議長（後藤 憲次君） 佐藤郁夫君。

議員（５番 佐藤 郁夫君） ありがとうございます。今、合併されまして、それぞれ地域ごとにいろんな課題も掲げておりますし、市民の融和を図るためにも、私は、やはり今の市の中では、庄内地域のやはりあそこが中心部と申しますか、位置的にはそういう形がございますから、それぞれ市民の中のやはり交流の場の一つとしてあその施設を使っていたきたい、そういうことも市長にお考えをさせていただきようお願い申し上げまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（後藤 憲次君） 以上で、５番、佐藤郁夫君の一般質問を終わります。

.....  
議長（後藤 憲次君） ここで休憩をいたします。再開は１５時１０分に再開します。

午後３時02分休憩

.....  
午後３時12分再開

議長（後藤 憲次君） 再開いたします。

次に、９番、淵野けさ子さんの質問を許します。

議員（９番 淵野けさ子君） ９番、淵野けさ子でございます。通告順に従いまして、ただいまより一般質問をさせていただきます。最後となりました。お疲れのことと存じますが、よろしくお願いたします。

先ほど同僚議員もお話がありましたが、合併一周年の記念事業として「舞え唄え響け 由布の國（さと）」が盛大に開催され、市内外の方々から賞賛と感動の声を多くお聞きいたしました。優しさとぬくもりの里歌、勇壮に、時代を担う若者がりりしくたくましく舞い上げた神楽、そして最後には、心の奥底まで響き渡る、力強い、情熱溢れる太鼓の音は、「融和・協働・発展」の由布市にふさわしい記念行事となったのではないかと考えております。

最初、「なぜグランシアタをするの」と、市民の多くの方々の声もお聞きしていましたが、終わった後は、「ああ、やっぱりグランシアタでして大成功だったな」というふうに感じました。疑問に思えた方も納得されたのではないのでしょうか。

さて、今回の私の質問は、大きく4点にわたりいたしたいと思います。

まず1点目、由布市の有害鳥獣対策についてお伺いいたします。ことしも11月15日から猟友会会員の方によるイノシシ、シカなどの捕獲が行われています。平成17年度、県下での野生鳥獣による林業や農業に対する被害は、県下でイノシシが1億5,500万円、シカが8,700万円とお聞きしております。

そこで、野生生物の繁殖した原因などを伺ってみたところ、まず1番、中山間地域の過疎化、高齢化、耕作放棄の土地が増加しているため、果樹などの廃園の放置などで野生生物のえさになるものが多いこと。2つ目、地球温暖化による子ジカなどの死亡率の低下。3つ目、ハンターの減少と高齢化によるもの。県下では、平成17年度で、全部で3,718名だそうです。平均年齢は60歳以上だそうです。狩猟期間の制限は、11月15日から2月15日まで。そして、従来、雌ジカは捕獲禁止とし、保護・制限をしてきたため。そして最後に、天敵、例えば日本オオカミなどの絶滅。現在では、田舎の方でも、犬も放し飼いすることが少なくなったこと。などが挙げられています。原因を考えた場合、大いに、人間が生み出した結果も含まれているのではないかな、というふうに感じました。

そこでお伺いいたします。由布市では、イノシシ、シカ、猿など、被害の現状とその対策をどのようになされているのか、また、今後のお考えも含めてお聞きします。恒久的自衛態勢の確立があつてこそ、活力ある農業・林業につながると思います。

また、最近、湯布院町にはシカがふえているのではないのでしょうか。今後の対策が大切であると思います。山林に多くなると、自然の枯渇や地すべりなど被害が発生します。専門家等にお伺いし、調査する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

また、最近、市民の方からよくお聞きしますが、シカによる交通事故が多発しています。例えば、由布岳の登山口附近によく出没します。県道一の宮別府線でも由布市の市民の方が大変被害に遭っております。由布岳登山口は別府市の管轄ですので、ぜひ別府市と連携をとっていただき、事故防止のため、看板の設置を始め、目に見える対策をお願いしたいと思います。湯布院町内にも、危険箇所などには対応していただきたいと思います。

また、挾間町には猿の被害が出ております。市政懇談会においても、地域の方から切実な御意見が出されておりました。大分市と、その後の協議の進捗状況をお聞かせください。

また、由布市には、猟友会会員が何名いらっしゃいますでしょうか。そしてまた、補助金についてもお伺いいたします。

それと、とても大切なことですが、以前、狭間でもありました、猟犬に事故などが発生した場合の補償について規則を定めているのでしょうか。これは、ぜひ必要なことと思います。

次に、大きく2点目、更生保護事業に行政としてぜひお力添えをいただきたいと思います。それは、「協力雇用主」の登録推進に御協力を願いたいのです。犯罪や非行を犯した者の立ち直りや再犯防止のためには、就労の確保が重要な役割を果たします。しかしながら、犯罪や非行の前歴者であるという負い目や資質、能力などの事情から、今度こそは社会復帰したいと思っても、自力での就職はもとより、職安の紹介による就職も事実上困難なものも少なくありません。

そこで、大分保護観察所では、更生の意欲ある対象者を、前歴にこだわらず、一般の労働者と待遇や就労上の特別の差別をせずに積極的に雇用する「協力雇用主」の開拓に努力、努めてまいりました。現在、大分県では、通告書には58社と書いておりましたが、現在では60社になっております。この60社の事業者が登録していただいております。主に、別府、大分、中津、日田などが主です。

事件の再犯率を見ますと、無職場合は39.6%、有職者では7.3%となっており、就労できるかどうかで随分と違ってきます。本年度からは、法務省と厚生労働省が連携し、就労支援事業が開始されており、NPO法人全国更生保護就労支援会が結成された9月から、身元保証制度やトライアル雇用制度など、さまざまな支援メニューが本格的に適用されるようになりました。そして、「協力雇用主」がより安心して対象者を雇用できる制度が充実してまいりました。就労支援事業及び事業雇用主の開拓は、更生保護制度改革における最重点課題の一つでもあります。ぜひ、由布市内の商工会の方々にも、会議のときにでも説明、推進していただけると大変助かります。

そして、由布市の中にも登録していただける事業主の方があられることを願います。保護司も個別には頑張っておりますが、各町ごとの担当になりますので、由布市を一つのエリアを考え、働ける場所が広がれば、更生保護の充実につながりますので、どうかよろしく願います。

大きく3点目、特定高齢者に対する社協のかかわりと民間事業者のバランスについて。平成12年から介護保険制度が制定され、はや6年の月日が流れる中で、見直しの制度改正など、従来のシステムから予防介護システムへの制度に変わりました。その中で、65歳以上の高齢者の方には、集団健診や医療機関健診を受け、そこで高齢者それぞれがどの分野にすみ分けされるのかということが、今なされております。

地域支援事業として、その中では、特定高齢者と一般高齢者に分けられます。そこで、特定高齢者と認定された方の介護予防サービスを、社協が、当初は11月から、まあ、10月2日の理事会において、11月から実施とお聞きしていましたが、結局は、来年の4月からというふうにお聞きしております。由布市包括支援センター運営協議会準備委員会において、地域包括支援セ

ンターの設置法人については、介護事業から撤退し、介護予防事業に専念してほしいとの見解があったと、今議会においても請願が提出されております。

そもそも社協の役割は、地域社会において民間の自主的な福祉活動の中核となり、住民の参加する福祉活動を推進し、保健福祉上の諸問題を地域社会の計画的、協力的努力によって解決しようとする、公共性、公益性の高い民間非営利団体で、住民が安心して暮らせる福祉コミュニティづくりと地域福祉の推進を使命とする組織であります。

そして、その歴史と言えば、源流は明治のころにさかのぼります。また、昭和22年以降から現在に至るまで、時代の変化に伴い、事業内容なども変わってまいりました。その中で、主な時代といたしましては、平成2年に、福祉関係8法改正により、市町村社協は社会福祉を目的とする事業を企画し及び実施するように努めるよう位置づけられております。また、平成6年には、事業型社協推進の指針の策定などが挙げられております。

また、社協の収入財源の構成を見ますと、これはあくまでも全国平均ですが、行政から補助金が多くを占めていた昔、そういう時代もありました。昭和61年、平成11年、平成14年と抜粋してみますと、年々補助金は減額され、特に平成14年は、介護保険収入が約全体の40%ぐらいで、昭和61年の行政からの補助金の額と逆転状況です。あくまでも、今は全国レベルでの目安です。由布市の平成17年度決算を見ると、全体の事業の52から53%が、約、介護保険の収入であり、ぎりぎりの黒字でやりくりをしております。この中には、採算のとれない事業も抱えております。庄内町、湯布院町におきましては、デイ・サービスをしておりますが、挾間町はしておりません。在宅介護でのヘルパー部門が主です。それができなくなれば、本当に手の届かない地域の中にいる高齢者はどうなるのか心配です。

いずれは、ほとんどの方が民間施設の方にお世話にならなければなりません。民間事業者も、大変御苦労されながら、地域福祉のために御尽力されていることは、私もありがたく感じておりますし、感謝いたしております。

しかし、公共性、公益性の高い民間非営利団体の社協の特質も十分御理解していただき、お互いに切磋琢磨しながら、よりよいバランスで共存、共営していくことが最も望ましいと考えております。行政の担当者は、そのリーダーシップをぜひお願いしたいと思います。

特定高齢者に対応することにより、介護事業から撤退することに対しては、今までの趣旨、意義から見ていただきまして、そして、市としての考えを伺いたいと思います。

最後になりましたが、4点目、保健予防事業についてでございます。過日、由布市温泉館の森山さんの記事がありました。水中運動のリーダーとして、2003年に、利用者35人を対象に、水中運動を始める前と後の医療費を調べたところが、総額が48%減ったとの結果が出たとのことでした。今後、このように、データなどによって保健予防事業を行うことは必須と考えます。

すぐには結果は見えないでしょうけれども、医療費軽減のためにも、この保健予防事業として継続していくべきと考えますが、このほかにも何か考えていることがありましたら、ぜひ伺いたしたいと思います。

壇上での質問は以上ですが、答弁によつての再質問は自席にて行いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 9番、淵野けさ子議員の御質問にお答えをいたします。

まず、由布市有害鳥獣対策についての御質問ですが、有害鳥獣対策は、市の猟友会の皆様にお願ひをいたしてありまして、猟友会の中に、由布市有害鳥獣捕獲班を編成して、有害駆除を行っていただいております。捕獲班の組織は、挾間地域2班19名、庄内地域3班45名、湯布院地域2班24名となっております。各地域単位で活動をしていただいております。

近年は、湯布院地域でシカが増加傾向にあると、捕獲班の方からの情報が寄せられておりまして、それに伴いまして森林の被害が発生し、部分的に木が枯れるなどの通報が入っております。今後は、銃による捕獲だけではなくて、わなによる捕獲も、大分県と相談する中で検討しなければならないと考えております。

また、県道別府一の宮線を横断するシカのために交通事故が発生しておりますので、立て看板等、別府市や警察署と協議しながら、早急に対応してまいりたいと思います。捕獲事業によるシカの捕獲数は15頭となっているところであります。

次に、イノシシ対策捕獲活動では、広域一斉有害鳥獣捕獲事業を含め、26頭を捕獲いたしております。また、国・県を含む市の補助事業で、みずから取り組む鳥獣被害対策事業や電柵補助等を行う中で、農作物の被害を可能な限り防ぐよう対策を行っております。

また、挾間地域での猿被害対策は、現在、定期的に高崎山管理公社が捕獲しておりますが、捕獲数は、挾間地域で、昨年59匹、今年3匹となっております。現在、大分市と石城地域猿対策協議会の間で、今後予想される野生化した猿の取り扱いや農業補償について、双方での意見統一が図られ、後日、覚書の調印をする運びとなっております。

次に、有害鳥獣捕獲時の事故等に対する補償についてでございますが、10月に、北海道で有害鳥獣捕獲時にクマに襲われて死亡したことがニュースで報じられておりました。由布市には、補償基準を示す規則はございません。県下の市町村も、補償基準を示した規則、要綱は少なく、大分県と協議する中で、方針を出してまいりたいと思います。

次に、更生保護事業に行政として力添えをいただきたいとの御質問でございますが、更生保護事務は、法務大臣を筆頭に、法務省保護局、地方更生保護委員会、保護観察所において、更生保護に関する取り組みはなされてありまして、更生保護ボランティアとして、街頭広報活動などを

始めとして、これを支え、取り組んでいます保護司、更生保護法人、更生保護女性会、BBS、「協力雇用主」等の方々がございます。由布市内におきましても、保護司会、更生女性会の方々が、各地域で積極的に活動を展開していただいているところであります。

御質問の中の「協力雇用主」の登録推進につきましては、犯罪や非行に陥った者の立ち直りには、就業先の確保が大変重要と考えております。「協力雇用主」の登録の制度とは、犯罪や非行を犯した人の就職を円滑に進めようとするものでございまして、雇用主の事業内容や雇入れ条件等について保護観察所に登録していただき、本年9月から、体験のための職場体験講習（5日～1カ月程度）の受入れの場合には、最大で2万4,000円、刑務所出所等の雇用の場合は、最大月額5万円を3カ月間支給するなどの支援策がなされております。

「協力雇用主」登録制度の市内雇用企業への周知につきましては、商工会等の協力を得ながら、市内雇用企業の方々の説明会等の際には、大分保護観察所と連携して積極的に対応し、その制度の周知と推進を支援してまいりたいと考えております。

また、由布市の「社会を明るくする運動」や「いのちの循環を大切に作る市民の集い」等、行事の際においても、広く市民に啓発活動を行う中で、更生保護事業の支援・推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、特定高齢者に対する社協のかかわりと民間事業者のバランスについてでございますが、これにつきましては、由布市地域包括支援センターの設置について議論をいただいた際に、地域包括支援センター設置法人である由布市社会福祉協議会に対し、地域福祉への期待と要望が議論されております。

議員御質問のとおり、社会福祉協議会において、介護保険事業等を実施していただくことは、地域介護を支える社会資源として重要な財産になります。その中において、社協のかかわりと民間事業者のバランス、つまり、社会福祉協議会と民間事業者の役割を早期に決めることにつきましては、現在慣れ親しんだサービス提供所をかえることになりまして、利用者である高齢者の方々の困惑があるのではないかというふうに、懸念をぬぐい切れません。

市の考えといたしましては、今、サービス利用をされている介護等認定者につきましては、高齢者の困惑を緩和する、そういうために、現事業所においてサービス提供を行い、特定高齢者事業につきましては社会福祉協議会で実施するとしておりますが、一部、挟間地域においては、体制が整うまでは、現状の事業所に対応していくことにいたしております。

なお、御質問の、社協が介護事業から撤退するということに対する市の考え方についてでございますが、現在、由布市地域包括支援センター運営協議会において、由布市における高齢者福祉・介護保険事業の取り組みについて議論をしていただいているところでございます。市の方針といたしましては、由布市地域包括支援センター運営協議会で慎重に議論を重ねていただくこと

もに、社協と民間事業者との話し合いを大いに期待して、判断してまいりたいと考えております。

次に、保健予防事業についてでございますが、国の医療制度改革によりまして、平成20年度から、40歳から74歳の加入者に対して、医療保険者による特定健診及び特定保健指導が義務化されることとなります。これは、糖尿病等の患者・予備軍を25%削減を目標に、その予防を徹底し、医療費の伸びを抑制することを目的とするものでございます。現在、40歳から74歳につきましては、男性の2人に1人、女性の5人に1人がメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）が疑われる者または予備軍と考えられる者であります。多くの病気の引き金となる内臓脂肪を減少するための生活習慣の改善が求められております。

由布市といたしましても、19年度には、レセプト、健診、保健指導等のデータ分析によりまして、特定健康診査等実施計画（5カ年計画）を策定しまして、その計画に沿った健診、保健指導を、国保、介護保険、健康増進担当が連携して実施していくこととなります。

健診結果によりまして、保健指導対象者を選定し、対象者ごとの計画作成を行いまして、食生活・運動などの個々の目標に向けた支援をいたします。特に運動につきましては、健康体操やウォーキング、水中運動を取り入れていくように考えております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 淵野けさ子さん。

議員（9番 淵野けさ子君） ありがとうございます。一つ、猟友会の会員数は、挟間が19名、庄内は45名、湯布院が24名ですけども、年齢的には高齢化ですかね、やはり。その傾向はありますか。

議長（後藤 憲次君） 農政課長。

農政課長（平野 直人君） 農政課長です。お答えをいたします。

由布市も御他聞に漏れず、高齢化が始まっておりまして、若い人は、銃を持つという人が少なくなっております。

議長（後藤 憲次君） 淵野けさ子さん。

議員（9番 淵野けさ子君） たまたま、きのうのNHKでしたか、ニュースで、やはり九州の有害鳥獣のことで放映されていましたが、やはり、その後継者をつくるのが、今、困難になっている、ということをおっしゃっていました。由布市もそうであるならば、そればかりに頼るのではなく、もちろん後継者も育成していかなければならないんですが、さまざまな形での予防対策を考えて、地域ぐるみとか、さまざまな形で予防対策をしなければならないというふうに思います。

で、補助金の内容は、私はよくわからないんですけども、そのところをちょっと詳しく町ごとに教えてください。

議長（後藤 憲次君） 農政課長。

農政課長（平野 直人君） お答えをいたします。

一番最初に、新しいハンターの確保ということ、いろんな角度から予防対策をしなければいけないということにつきましては、本当に議員御指摘のとおり、若い人がハンターにならないということがございまして、先ほど市長が答弁いたしましたように、わなでとっていくということになりますと、非常に効果があるということでございますので、そういうものも、今、大分県も含めまして検討をしているところでございます。

それから、予算面でございますが、有害鳥獣に対しましては、各町村100万円ずつでございます。それ以外に、広域一斉駆除という事業もあるわけでございまして、総額380万円弱の補助を出してお願いしているところでございます。

議長（後藤 憲次君） 淵野けさ子さん。

議員（9番 淵野けさ子君） これが、私、多いのか少ないのかというのはよくわかりません。わかりませんが、各市町村によって補助金の設定の仕方が違うようになってはいますが、由布市と他市との違いといいますか、それがわかりましたら教えてください。

議長（後藤 憲次君） 農政課長。

農政課長（平野 直人君） 回答いたします。

大分市と由布市を比較してみますと、大分市の方は、委託金が少ないわけございまして、その分、1頭とれたら何万円という金額で、実績で出しているというのが実態でございます。

議長（後藤 憲次君） 淵野けさ子さん。

議員（9番 淵野けさ子君） ガソリン代とか弾のお金とか、いろいろ代金を引きますと、一人当たり、本当、ボランティアでないとできないなというような金額になるというふうに、担当の方が言われておりました。

この前、資料をいただいたんですが、出会いジカ、出会ったシカが、雄と雌を合わせたら、ちょうど31匹と69匹ということで、もちろん雌の方が多んですけども、捕獲していませんでしたので、ちょうど100匹になるんですが、まだ今のところは、そんなに、15頭ということで、これからかなというふうに思いますが。一番、シカは、9月ぐらいの枯れ葉のないときですかね、枯れ草の少ないときに、木の皮をはいでその中を食べるといふか、そういうことをするそうなんですけども、例えば、11月15日から2月15日までじゃなくて、それ以外に、有害鳥獣として、これは市町村の権限でできると思うんですよね。県とかの許可じゃなくて、市町村の権限でできるというふうに聞いたんですけども、もしそういう被害が多ければ、そういうことも考えていかないといけないんじゃないかな、と思うんですけども、そこら辺はどうでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 農政課長。

農政課長（平野 直人君） お答えをいたします。

今議員が御指摘のとおりでございます、市の権限で有害鳥獣の許可を出しております。農家の方から、そういう農作物の被害が多いという要望地がございます、その段階から、県の方に手続をして許可を出して、有害鳥獣の駆除をしていただいているというのが実態でございます。

議長（後藤 憲次君） 淵野けさ子さん。

議員（9番 淵野けさ子君） 県下では、約4万頭ぐらいシカがいるそうなんですけども、大体、平均では、まあ、大体8,000頭ぐらいが一番 望ましいと言うのもおかしいんですけども、8,000頭ぐらいであれば、そんなに被害はこうむらないというようなことを聞いております。なので、防衛と捕獲のそのバランスといいますが、それはちょっと難しいところがあると思います。県南、県北、国東半島等は、もっともっと由布市よりも多くて、シイタケの被害とか、シカも頭がよくて、すごいらしいんですね。で、そういう形で、これからシカの被害等は本当に見守っていかないといけないというふうに思います。庄内町にも、また挾間町にもシカが住みつくんじゃないかなあというふうに、逆に、猿も放浪するんじゃないかなあというふうに思うんですけど、まあ、そういった形で、総体的にやはり対応していかなければならないので難しいかなあと思うんですが、よろしくお願ひしたいと思います。

交通事故等の防止の看板なんですけども、ぜひ ありがとうございます。よろしくお願ひします。登山口には、結構、観光客なんかも、やはりかわいいので、シカに餌づけをしたりとかすることもあるみたいだし、例えば、お弁当の残りとかをごみ箱にそのまま捨てたりとかされていることもあるみたいなので、別府市の方に、やはり協議する際には、ごみ箱を設置するときにはふたつきのをすとか、ちょっと考えていただきたいというふうに思います。そこは、別府市の方とも連絡を取りながら、ぜひとも万全の対策でよろしくお願ひしたいと思います。

先ほどの、ハンターの方々の、動くときのボランティア保険といいますが、保険などは、その補助金の中からとか支払われているんですかね。

議長（後藤 憲次君） 農政課長。

農政課長（平野 直人君） 有害鳥獣班は、一応、ハンター保険に入ることを義務づけております。で、由布市の場合は、人身事故、例えば死亡事故が起こった場合は、その保険の範囲内ということで、内々の申し合わせをやっているように聞いております。

議長（後藤 憲次君） 淵野けさ子さん。

議員（9番 淵野けさ子君） ことしの始めでしたか、挾間町でも、犬がちょっとある事情で死んでしまって、その対応を課長が早急にあのときはしていただいたんですが、やはりこれから先も、そういう、いろんな、事故でもいろんな形の事故が、遭遇するかと思うんですが、やはりこ

れはとても大切なことなので、しっかりこの規則といいますか、やはり決まり事はきちんと決めてた方が行政としても対応しやすいんじゃないかなあ、と思います。

で、今、市長のお答えでは、今、県と協議しながらということなので、それはできるものと解釈をしてよろしいのでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 農政課長。

農政課長（平野 直人君） できる方向で努力をしてまいりたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 淵野けさ子さん。

議員（9番 淵野けさ子君） よろしく願いいたします。

次に、更生保護事業についてのお力添えをということでお願いいたしました。本当にありがとうございます。保護司も個々の、それぞれ町ごとに、町単位で、自分の担当している人はどういう人だとか、例えば就職するにしても、すべて保護司が個人的に動いておりますので、もしこういう制度に登録していただける協力的な事業主さんがあらわれてくれると、保護司といたしましても大変動きやすくなりますし、仕事の選択が広がりますので、ありがたいと思っています。どうかよろしく願いいたします。これはしっかり回答いただきましたので、もう本当にありがたいと思っております。

次に、特定高齢者に対する社協のかかわりと民間事業者のバランスについてということで、私、準備委員会にも入っておりませんし、中の事情、どういう意見が交換されているかということもよく知りませんでしたので、このたびの要望書を見たときに、早急に介護事業から撤退というふうに、文書で見たときにはちょっと驚いたんですけども。それで、私は 事業から撤退してくださいということは、決定ではないんですよ。これ意向、そういう意見であったということで、これが決定されたということではないんですよ。

議長（後藤 憲次君） 保険課長。

保険課長（佐藤 純史君） 保険課長です。9番、淵野議員の質問にお答えします。

質問につきましては、準備委員会の中で、市長から諮問ということではありません。議会の議事録の中で、現在、18年、19年、20年ということで、この地域支援事業は始まっております。その中で、事業としても、給付費の2%、来年は2.3%、20年度は3%というようなことで、まあ、国の方も走りながら考えていこうというような考えであると思うんですが、そのような状況から、特定高齢者の数値もはつきりつかめておりません。現在、由布市では118名という数字が現在出ております。国の指針では約5%ですので、約500人程度を想定したんですけども、その把握段階で、国のチェック項目が非常に複雑でございまして、現在、私は病気はしてないんだと、健康であるんだということで、「自分は健康」の方にマルをしていくために、特定高齢者から一般高齢者に行くということになります。したがって、今後、そのようなチェッ

ク機能が周知すれば、国の定めた5%ぐらいに行くんじゃないかなあと考えております。

したがって、このような、数字が定まらない中で事業を進めてまいりますので、非常に社協と民間業者にしても運営ができないと、決定ができないということから、介護サービスを受けている事業者含めまして、社協が包括支援センターを設置するためにありますから、当分の間は介護保険から撤退してほしいと。当分の間というのは、その期間は定めておりません。その話の中で、議事録の中で出ておるといふことでございます。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 淵野けさ子さん。

議員（9番 淵野けさ子君） ありがとうございます。やはり、絶対に撤退しなければならないと定めることもできないし、また、絶対ここに行きなさいということもできないと思うんですね。というのは、やはり介護保険事業が始まって、それからは、今までは措置制度で、行政が「この施設に行きなさい」とかすみ分けしてたんですけれども、この介護保険事業によって、自分が選びたいところに行けるのが、この介護保険事業のいいところでもあるんですが、そのバランスをちょっととるといいますか、先ほど保険課長が言いましたように、自立支援法と同じだと思えます。自立支援法も、今、走りながら整備をしていっている部分が多いかと思うんですね。で、この介護予防に転換したのも、やはり「こうだからこうなんだ」というのはなかなかできないかと思えます。その中で、やはり民間事業者の方も不安といいますが、やはり募るのもまた事実だろうし、その気持ちも私はよくわかります。

しかし、もしその介護事業から包括支援センターを持ったところは撤退するというような、そういう限定的な言葉が出てきますと、それは、社協の今までの、してきた歴史とか、やはり法的な根拠もありますし、それも言えないんじゃないかなと思うんですね。そこで大事なことは、やはり、審議会等でそのリーダーシップをとっていただきたい、うまく協議ができるような形で話をしていただきたいなあ、という思いがあったので、今回は、私はこれをあえて質問させていただきました。で、私も社協の理事となつていますので、やはり社協の事業のことに関しましては責任がありますし、やはり理解していただきたいし、認識していただきたいなあという部分がありましたので、あえて質問させていただきました。あとは、文教厚生委員会の方に付託されますので、その委員会でしっかり議論をしていただきたいというふうに思っております。

最後に、保健予防事業についてのことでございます。これからも続けていくということで、これは、やはりとても大切なことだと思います。で、以前お伺いしたときに、担当課の職員の方が、一生懸命、月々のレセプトとかいろんな資料から、この月はどういう病気で医療費使ったとか、そういうのを地道に積み上げて作業をしておられました。で、やはり、そういうのをバックボーンにしながら、由布市の市民の健康、保健予防、そして医療費節減のためにも、しっかり計画を

立てていただきたいと思います。

で、健康温泉館で行われている水中運動なども持続していくということですが、挟間にも温水プールがありますけども、挟間では、今までこういう教室したことはあるんですけども、こういう、検証して、医療費がこうなりましたということ、私まだ聞いたことがないんですね。なので、こういうことは、温泉館もそうなんですけども、温水プールもあわせて、広域的に一律していただけるものなんでしょうか。

だれに聞けば 課長ですか。

議長（後藤 憲次君） 健康増進課長。

健康増進課長兼健康温泉館長（大久保富隆君） 健康増進課長です。9番議員にお答えをいたします。

挟間の温水プールは、深さが競泳用の深さですので、歩くには向いておりません。由布院の健康温泉館は、もうつくるときから水中歩行ができる設計で、1メートル30くらいですかね。1メートル（「90センチ」と呼ぶ者あり）90センチですか、ちょうど私なんかが入ったとき、大体へそから胸の間くらい。このくらい。このくらいのところの深さです。ですから、歩くのにちょうど適した深さ、あの挟間のは競泳用ですから、もうこの辺まで行きますかね。とても歩けない状況ですから。まあ、その辺は、歩行じゃなくて、もうあれは競泳、泳いで健康ということですから、なかなか一緒のような形には行かない。まあ、浅いところはあるんですけど、大体、子供用とか、そういうところになりますので、全体が競泳専用になってますので、その辺（発言する者あり）どういう形ですか、ちょっと検討が必要だと思います。（発言する者あり）

議長（後藤 憲次君） 淵野けさ子さん。

議員（9番 淵野けさ子君） いろいろ雑音が入っておりますけども（笑声）、要するに、じゃあ、挟間のそういう教室がもし行われておりましたら、そういう検証もしていただきたいと思います。そして、シャトルバスが1月4日から施行されますので、そのシャトルバスに乗って温泉館まで行って、健康増進のために宣伝したいと思います。私たちが率先して行って、やせます。（笑声）

で、私の質問は以上で終わります。ありがとうございました。

議長（後藤 憲次君） 以上で、9番、淵野けさ子さんの一般質問を終わります。

これで本日の一般質問はすべて終了いたしました。

議長（後藤 憲次君） 本日はこれにて散会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 異議なしと認めます。

本日はこれにて散会します。

なお、次回の本会議は、12月11日、午前10時より、本日に引き続き一般質問を行います。  
御苦労でした。

午後3時57分散会